



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ



平成25年7月11日
総務省 総合通信基盤局消費者行政課
電気通信利用者情報政策室

1. スマートフォン プライバシー イニシアティブ

～ 利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上
による新時代イノベーション ～
(平成24年8月公表)



利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会(座長 堀部政男一橋大学名誉教授)における検討

- 近年のインターネット・携帯電話の発展普及に伴う諸課題について、利用者視点を踏まえながら、関係者間で、速やかに具体的な対応策を検討するため平成21年4月から開催。種々の課題について、提言を取りまとめ公表
- 平成24年1月から新たに「スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG」を設置し、検討

スマートフォンを経由した利用者情報の取扱いに関するWG(主査 新保史生 慶應大学准教授、主査代理 森亮二 弁護士)

スマートフォンに蓄積された利用者情報をアプリケーション等が様々な形で収集・利用しており、アプリケーション等が収集した情報を第三者へ提供している場合もある。この情報の取扱いについて利用者が十分認識できていない場合も多い



スマートフォンにおける利用者情報が安心・安全な形で活用され、利便性の高いサービス提供につながるよう、諸外国の動向を含む現状と課題を把握し、利用者情報の取扱いに関して必要な対応について検討

「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(平成24年8月)

- 利用者情報の適正な取扱いとリテラシー向上による、スマートフォン市場の中長期的発展
- 利用者が安全安心にサービスを活用できるように、下記のようなスマートフォン・プライバシーに関する包括的な対策を提案する。
 - ①アプリケーション提供者や情報収集モジュール提供者等を中心に、アプリケーション提供サイト運営事業者・OS提供事業者、移動体通信事業者等のスマートフォンの関係事業者にも広く適用可能な「スマートフォン利用者情報取扱指針」を示す
 - ②第三者によるアプリ検証の仕組み等、指針の実効性を上げるための方策を提案
 - ③利用者リテラシー向上のための情報提供・周知啓発方策
 - ④国際連携の推進



- 利用者情報に係る利用者の不安解消は、一義的に関係事業者の役割と責任においてなされるべき。
- 業界団体未加入のアプリ提供者も含め多様な関係事業者が直接参照できる指針を提示。各業界団体が業界の実情を踏まえ、追加的事項を盛り込んでガイドラインを作成することも期待される。

6つの基本原則

- ① 透明性の確保
- ② 利用者関与の機会の確保
- ③ 適正な手段による取得の確保
- ④ 適切な安全管理の確保
- ⑤ 苦情・相談への対応体制の確保
- ⑥ プライバシー・バイ・デザイン

利用者情報取得者における取組

(アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組)

(1) プライバシー・ポリシーの作成

☞ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成。(簡略版も作成。)

- ① 情報を取得するアプリ提供者等の氏名又は名称
- ② 取得される情報の項目
- ③ 取得方法
- ④ 利用目的の特定・明示
- ⑤ 通知・公表又は同意取得の方法、利用者関与の方法
- ⑥ 外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無
- ⑦ 問合せ窓口
- ⑧ プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続

(2) 適切な安全管理措置

(3) 情報収集モジュール提供者に関する特記事項

(4) 広告事業者に関する特記事項

関係事業者における取組

(1) 移動体通信事業者・端末提供事業者

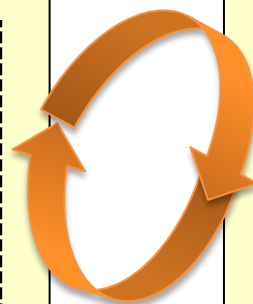
- ☞ スマートフォン販売時等
- ☞ 移動体通信事業者のアプリケーション提供サイト

(2) アプリ提供サイト運営事業者、OS提供事業者

- ☞ アプリケーション提供サイト

(3) その他関係しうる事業者

- ☞ アプリケーション推薦等





1 総論

- スマートフォンやそれを通じて提供される利便性の高いサービスを利用者が安心・安全に利用できる環境を整備するためには、関係事業者等が利用者情報を適切に取扱い、利用者のサービスへの信頼を確保することが必要。
(利用者に対して透明性の高い分かりやすい説明を行い、利用者関与の実質的な機会を確保する 等)

6つの基本原則

1 透明性の確保

関係事業者等は、対象情報の取得・保存・利活用及び利用者関与の手段の詳細について、利用者に通知し、又は容易に知りうる状態に置く。利用者に通知又は公表あるいは利用者の同意を取得する場合、その方法は利用者が容易に認識かつ理解できるものとする。

2 利用者関与の機会の確保

関係事業者等は、その事業の特性に応じ、その取得する情報や利用目的、第三者提供の範囲等必要な事項につき、利用者に対し通知又は公表あるいは同意取得を行う。また、対象情報の取得停止や利用停止等の利用者関与の手段を提供するものとする。

3 適正な手段による取得の確保

関係事業者等は、対象情報を適正な手段により取得するものとする。

4 適切な安全管理の確保

関係事業者等は、取り扱う対象情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の対象情報の安全管理のために必要・適切な措置を講じるものとする。

5 苦情・相談への対応体制の確保

関係事業者等は、対象情報の取扱いに関する苦情・相談に対し適切かつ迅速に対応するものとする。

6 プライバシー・バイ・デザイン

関係事業者等は、新たなアプリケーションやサービスの開発時、あるいはアプリケーション提供サイト等やソフトウェア、端末の開発時から、利用者の個人情報やプライバシーが尊重され保護されるようにあらかじめ設計するものとする。

利用者の個人情報やプライバシーに関する権利や期待を十分認識し、利用者の視点から、利用者が理解しやすいアプリケーションやサービス等の設計・開発を行うものとする。



2 各論①:アプリ提供者、情報収集モジュール提供者等による取組み

1 プライバシーポリシーの作成

- ☞ アプリケーションや情報収集モジュールごとに分かりやすく作成し公表(簡略版も作成し公表)
- ☞ 利用者が容易に参照できる場所に掲示またはリンクを張る

8つの記載事項…記載内容

- | | |
|--|---|
| ①情報を取得するアプリケーション提供者等の氏名または名称…アプリケーション提供者等の名称、連絡先等 | |
| ②取得される情報の項目 | …取得される利用者情報の項目・内容を列挙 |
| ③取得方法 | …利用者の入力/アプリによるスマホからの自動取得 |
| ④利用目的の特定・明示 | …アプリ自体のサービス提供の目的/それ以外の目的
(例: 広告配信・表示やマーケティング目的のため) |
| ⑤通知・公表または同意取得の方法、利用者関与の方法 | …プライバシーポリシーの掲示場所や掲示方法、
同意取得の対象・タイミング等*1、利用者関与の方法*2 |
| *1 個別の情報に関する同意取得: 一部のプライバシー性の高い情報は、原則個別同意を取得(電話帳、位置情報、通信履歴、写真等)
契約者・端末固有ID: 個人情報に準じた形で取り扱う(取得される項目及び利用目的を明確に記載しその目的の範囲で適正に扱う) | |
| *2 利用者関与: 利用者がアプリによる利用者情報の利用や取得の中止を希望する場合に、その方法を記載する。 | |
| ⑥外部送信・第三者提供・情報収集モジュールの有無 | …第三者提供・情報収集モジュールの組み込みの有無等 |
| ⑦問合せ窓口 | …問合せ窓口の連絡先等(電話番号、メールアドレス等) |
| ⑧プライバシーポリシーの変更を行う場合の手続き | …プライバシーポリシーの変更を行った場合の通知方法 |

2 適切な安全管理措置: 利用者情報の漏洩、滅失、毀損の危険回避の措置

3 情報収集モジュール提供者に関する特記事項: アプリ提供者へ①取得する情報項目、②目的、③第三者提供等を通知

4 広告配信事業者に関する特記事項: アプリ提供者や情報収集モジュール提供者となる場合の対応、配慮原則等



2 各論②：関係事業者における取組み

移動体通信事業者(端末提供事業者)

- スマートフォンのサービス提供
 - ・既存チャンネルを通じて利用者に必要事項を周知（スマートフォンの特徴、セキュリティやプライバシー上の留意点等）
 - ・リテラシーに応じたスマートフォンのサービス設計や周知を端末提供事業者との協力も考慮しつつ検討。
- アプリ提供サイトの運営
 - ・アプリ提供者等に対し、適切なプライバシーポリシーの作成・公表等の対応を促す。
 - ・プライバシー・ポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリ提供者等に対し、適切な対応を行うように支援。
アプリ提供者や情報収集モジュール提供者等に対し、啓発活動を進める。
 - ・説明や情報取得の方法が適切ではないアプリが判明した場合の対応を検討するとともに、連絡通報窓口を設置。

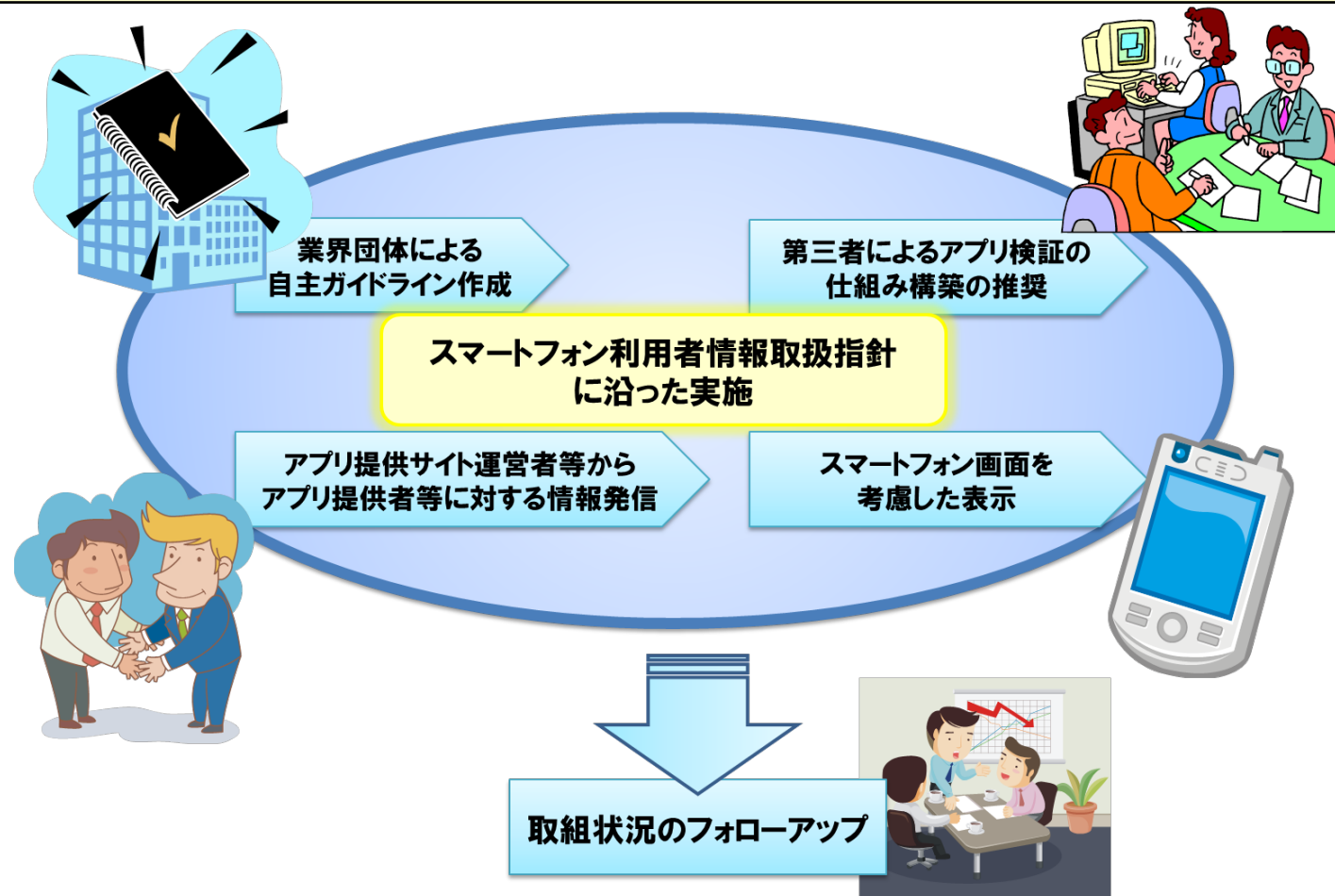
アプリケーション提供サイト運営事業者、OS提供事業者

- アプリ提供サイトの運営
 - ・アプリ提供者等に対し、適切なプライバシーポリシーの作成・公表等の対応を促す。
 - ・プライバシー・ポリシー等の表示場所を提供するなど、アプリ提供者等に対し、適切な対応を行うように支援する。
アプリ提供者や情報収集モジュール提供得者等に対し、啓発活動を進める。
 - ・説明や情報取得の方法が適切ではないアプリが判明した場合の対応を検討するとともに、連絡通報窓口を設置する。
- OSによる利用許諾がある場合
 - ・利用者に分かりやすい説明を行う努力を継続する。
(目的に応じ注意すべき利用許諾等がある場合、利用者が安全に利用できるための方策を検討する)

その他関係しうる事業者

- ・独自の基準に基づきアプリの推薦等をしているアプリ紹介サイトは利用者がアプリを選択する上での有益な情報源となる場合がある。アプリケーション紹介サイト等関係する事業者は、可能な限りプライバシーポリシー概要の掲載等を検討したり、説明や情報取得の方法が適切でないアプリが判明した場合の対応を検討するなど、基本原則や指針等を考慮しつつ、望ましい取組みを協力して進めることが期待される。

「スマートフォン利用者情報取扱指針」については、関係事業者等が直接参照して適切な対応を行うほか、以下のような実効性向上のための取組が考えられる。



- － 事業者・業界団体自身による取組状況のフォローアップと公表
- － 本指針を踏まえた事業者・業界の取組状況を「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」等の場において一定期間後にフォローアップ
- － 新たな技術・サービスへの柔軟な対応

情報通信技術の進展に伴いパーソナルデータの取扱いに関する様々な議論が政府部内で開始されており、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を踏まえたスマートフォンの利用者情報の取扱いに関する取組みもその一環として位置づけられている。

「世界最先端IT国家創造宣言」

●いわゆるビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進として、「ビッグデータ」のうち特に利用価値が高いと期待されている個人の行動・状態等に関するデータである「パーソナルデータ」の取扱いについても、その利活用を進めるため個人情報及びプライバシー保護との両立を可能とする事業環境整備を進めることとされ、プライバシーや情報セキュリティ等に関するルールの標準化や国際的な仕組み作りの必要性が指摘されている。

●「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」における「スマートフォンの利用者情報の取扱い」については、同宣言において「先行的にルール策定が行われた分野」と位置づけられており、「取組みの普及を推進する」とされている。

「世界最先端IT国家創造宣言について」(平成25年6月14日 閣議決定)http://www.kantei.go.jp/jp/singi/it2/pdf/it_kokkasouzousengen.pdf

「消費者基本計画(改定原案)」

●「②急速に普及が進むスマートフォンにおける利用者情報の取扱いについて、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」(平成24年8月)を踏まえ、利用者に分かりやすい形で説明するなどの方法により、プライバシー保護等に配慮した安心安全な利用環境の確保に向けた取組を推進します」とされている。

消費者基本計画(改定原案)平成25年6月 http://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/2013/123/doc/123_130611_shiryoku2-2.pdf

「サイバーセキュリティ戦略」

●「スマートデバイスについては、特に常時、電源が入り、インターネットと接続状態のままで携帯されているスマートフォンにおいて、位置情報等の様々な利用者情報が扱われる一方で、その構造上、情報セキュリティ対策ソフトによる対応の限界等があるため、個々人におけるリテラシーの強化が一層必要となる」

●「スマートフォンのアプリケーションについて一般利用者がリスクを認知し、利用などの判断を自ら行うことが可能な仕組みを構築する」とされている。

「サイバーセキュリティ戦略」情報セキュリティ政策会決定、内閣官房情報セキュリティセンター(NISC) 平成25年6月10日発表、
<http://www.nisc.go.jp/active/kihon/pdf/cyber-security-senryaku-set.pdf>

- 個人情報・プライバシー保護に配慮しつつ、パーソナルデータの利活用を推進することが期待される。
- IT総合戦略本部に新たな検討組織を設置し、利活用ルール の在り方、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針等を検討(「世界最先端IT国家創造宣言」H25.6)

1. 革新的な新産業・新サービスの創出と全産業の成長を促進する社会の実現

(1) オープンデータ・ビッグデータの活用の推進

① 公共データの民間開放(オープンデータ)の推進 (略)

② ビッグデータ利活用による新事業・新サービス創出の促進

個人や機器・インフラの行動・状態等が日々刻々とITにより流通・蓄積されており、この「ビッグデータ」の利活用による、付加価値を生み出す新事業・新サービス創出を強力に推進する。

このため、「ビッグデータ」のうち、特に利用価値が高いと期待されている、個人の行動・状態等に関するデータである「パーソナルデータ」の取扱いについては、その利活用を円滑に進めるため、個人情報及びプライバシーの保護との両立を可能とする事業環境整備を進める。また、環境整備に当たっては、プライバシーや情報セキュリティ等に関するルールの標準化や国際的な仕組み作りを通じた利便性向上及び国境を越えた円滑な情報移転が重要であり、OECD 等国際交渉の場を活用し、国際的な連携を推進する。

既に、スマートフォンの利用者情報の取扱いなど先行的にルール策定が行われた分野については、取組の普及を推進する。

また、速やかにIT 総合戦略本部の下に新たな検討組織を設置し、個人情報やプライバシー保護に配慮したパーソナルデータの利活用のルールを明確化した上で、個人情報保護ガイドラインの見直し、同意取得手続の標準化等の取組を年内できるだけ早期に着手するほか、新たな検討組織が、第三者機関の設置を含む、新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針(ロードマップを含む)を年内に策定する。

さらに、2014 年以降に、制度見直し方針に示されたロードマップに従って、国際的な連携にも配慮しつつ、順次パーソナルデータ利活用環境を整備し、利活用を促進する。

あわせて、「ビッグデータ」の利活用を促進するため、データやネットワークの安全性・信頼性の向上や相互接続性の確保、大規模データの蓄積・処理技術の高度化など、共通技術の早期確立を図るとともに、新ビジネス・新サービスの創出につながる新たなデータ利活用技術の研究開発及びその活用を推進する。

2. スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ（案）

～ アプリケーションの第三者検証の在り方 ～
（平成25年7月～パブリックコメント中）

背景・目的

- (1) スマートフォンの急速な普及に伴い、利用者情報がインターネット等を通じグローバルに蓄積・流通する場合が増加。利便性が高くニーズの高いサービスの提供が可能となる一方、その実態を利用者が十分に把握することが困難となり、自らのコントロールできる範囲を超えた利用者情報の蓄積・流通・活用への懸念が高まっている
- (2) また、スマートフォンが幅広い利用者に普及する中、通信料金体系や速度表示、セット販売の在り方、電波や端末の品質、契約時の説明等についての苦情・相談が増加しており、様々なアプリ利用に伴う新たな課題への対応も求められるなど、安心・安全な利用環境の整備の必要性が高まっている。

検討事項

- (1) スマートフォンにおける利用者情報に関する課題への対応  **スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ**
 - ・ 「スマートフォン利用者情報取扱い指針」に基づく業界団体・事業者による自主的取組推進のフォローアップ
 - ・ 第三者によるアプリ評価検証の在り方等、プライバシーに係る課題解決を支援するための仕組み
 - ・ スマートフォンを中心としたオンライン上の行動ターゲティング広告、アドネットワーク等の発展を踏まえ、「配慮原則」の見直しの必要性について検討
- (2) スマートフォンサービス等の適正な提供の在り方
 - ・ スマートフォンを中心に、通信料金、速度表示、セット販売の在り方、電波や端末の品質、契約時の説明等に関する利用者からの相談事例等も参照しつつ、契約前の広告から契約時、契約後の対応の在り方及び利用者リテラシー向上策について検討
- (3) スマートフォンのアプリ利用における新たな課題への対応
 - ・ 従来のネット利用における様々な課題(ネット依存、迷惑メール等)のスマートフォン環境下における課題と対応
 - ・ コミュニケーションサービス、ソーシャルサービス(SNS等)における青少年利用に関する課題と対応について検討

スケジュール

平成24年12月 設置、平成25年4月 中間とりまとめ、

平成25年7月3日 「スマートフォン安心安全強化戦略(案)」 「スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ」意見募集開始
～8月2日

第1章 「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を踏まえた対応

- ① 業界団体等におけるガイドラインの検討
- ② スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会
- ③ スマートフォンの普及の進展と利用者情報をめぐる問題

第2章 アプリケーション等のプライバシーポリシーに関する対応状況と課題

- ① アプリケーションのプライバシーポリシーへの対応状況
- ② アプリケーションのプライバシーポリシーに関する課題と対応
- ③ 情報収集モジュールに関する課題
- ④ 関係事業者における取組
- ⑤ アプリケーション提供サイト等における連絡通報窓口

第3章 アプリケーションの第三者検証の在り方

- ① 概要
- ② アプリケーションの検証・透明性向上等を通じた安心強化の取組
- ③ 利用者情報に関する第三者検証
- ④ 今後の具体的措置

第4章 利用者及びアプリケーション提供者のリテラシーの向上

- ① 基本的考え方
- ② 一般利用者向けの情報提供・周知啓発
- ③ アプリケーション提供者向けの周知啓発

第5章 国際協調に向けて

- ① 米国
- ② 欧州
- ③ 韓国における検討の動き
- ④ 国際連携の推進に向けて

2. スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ

第1章 「スマートフォン プライバシー
イニシアティブ」を踏まえた対応

- 平成24年8月に諸問題研究会報告書として「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」が発表され、スマートフォンの利用者情報の取扱い有り方として「スマートフォン利用者情報取扱い指針」が示され、安心安全な利用環境の確保に向けて各事業主体による取組みが提言された。
- 指針の実効性を上げるために、業界団体等における自主ガイドラインの策定、第三者によるアプリ検証の仕組みの検討、アプリ提供サイトからアプリ提供者等に対する情報発信、スマートフォン画面を考慮した表示などが提言された。
- 業界団体等における自主ガイドライン作成は進みつつある。

✓ 業界団体等におけるガイドラインの検討

- ・タオソフトウェア: アンドロイドスマートフォンプライバシーガイドライン (平成24年10月、平成25年1月改定)
- ・モバイル・コンテンツ・フォーラム (MCF): スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン (アプリケーション・プライバシーポリシーのモデル案等を含む) (平成24年11月)
- ・電気通信事業者協会 (TCA) (平成25年3月)
- ・日本オンラインゲーム協会 (JOGA) (平成25年4月)
- ・インターネット広告推進協会 (JIAA) (検討中)
- ・京都市: 京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン (平成25年1月)

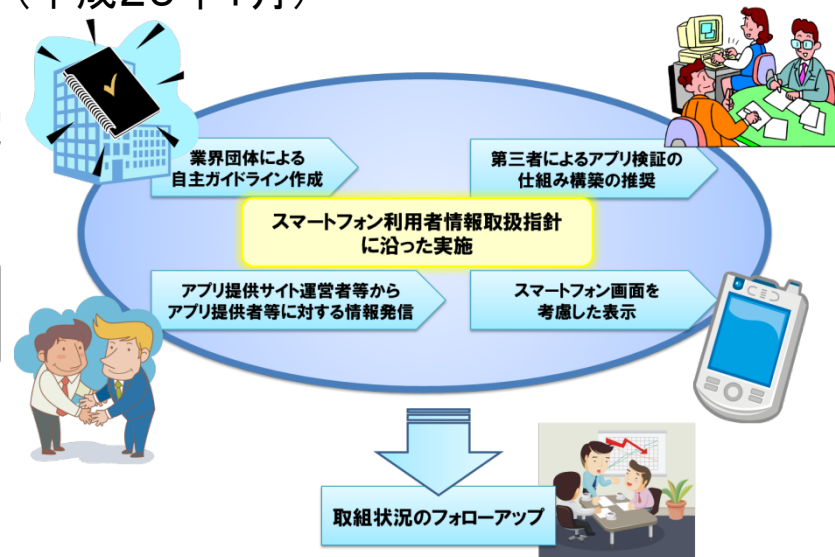
✓ スマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会

- ・スマートフォンのプライバシーに関する業界ガイドラインの策定を促進することを目的として平成24年10月に設置。
35以上の業界団体や企業・団体等が参加。

- (①業界ガイドライン及びモデルプライバシーポリシーに関する情報交換、②プライバシーポリシーの表示方法等に関する情報交換、③推奨事例及び問題事例の検討・共有、④国際的動向に関する情報交換、⑤情報発信等を実施)

✓ スマートフォンの普及の進展と利用者情報をめぐる問題

- ・スマートフォンの普及率: 2012年度末約38%
- ・利用者情報の取得を目的としたマルウェアの増加



一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラムは平成24年11月13日、アプリケーション提供者にとって喫緊の課題であるアプリケーション毎のプライバシーポリシーの作成や掲出方法について、必要要件、推奨要件やモデル案を記載した「スマートフォンのアプリケーション・プライバシーポリシーに関するガイドライン」を公表。

第1部：充足すべき必要要件

総務省「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」
スマートフォンにおける利用者情報の取扱いの在り方
(第5章)を提示。

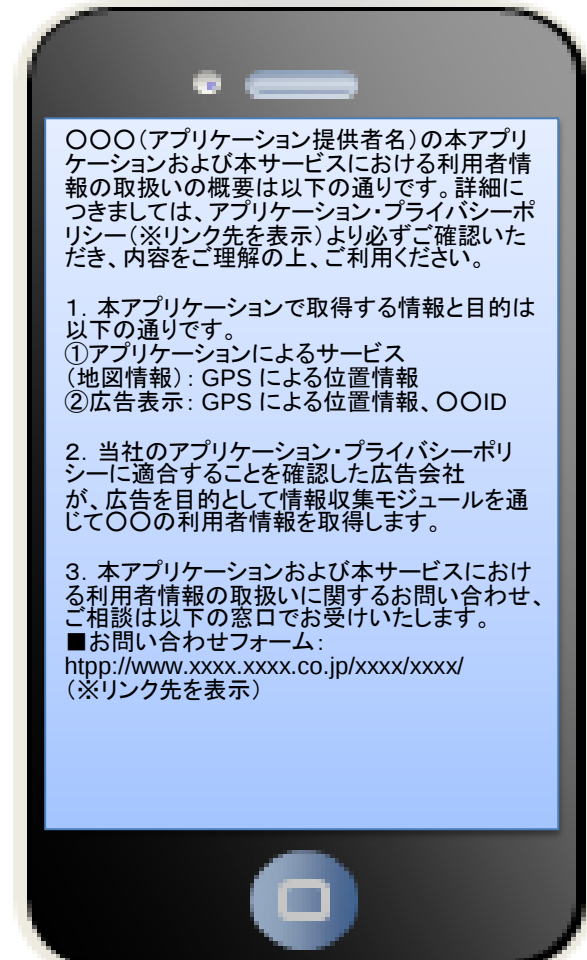
第2部：実装にあたっての推奨要件

「アプリケーション・プライバシーポリシー」の実装にあたって推奨される要件を提示。指針では触れられていない具体的な方法や実態に合わせた追加事項等。

- 1 アプリケーション・プライバシーポリシーの名称について
- 2 通知又は公表及び同意取得等のタイミングについて
- 3 アプリケーション・プライバシーポリシーを提示する場所について
- 4 アプリケーション・プライバシーポリシーの変更について
- 5 同意が得られなかった場合に制限される事項について
- 6 取得した利用者情報の取扱いについて
- 7 必要要件以外の同意取得について
- 8 日本語以外での説明に対する対応について
- 9 既存のアプリケーションのホンガイドラインへの対応について

第3部：実装にあたってのモデル案

「アプリケーション・プライバシーポリシー」のモデル案と作成ガイドを提示。詳細な本編だけでなく概要版の作成方法についても提示。



アプリケーション・プライバシーポリシー概要版



1. 目的・背景

- 利用者の同意を適切に得ることなくプライバシー情報を外部送信する等、問題のあるアプリケーションが流通する事例が発生し、利用者に不安を与える状況が生じている。
- そのような中、アプリケーション提供サイトを運営する移動体通信事業者が、プライバシーやセキュリティの観点から安心・安全なアプリケーションが流通するよう適正に運用を行い、利用者に対してスマートフォン利用時の注意事項を周知啓発し、リテラシーの向上を図るためにガイドラインを策定。

2. 対象範囲

- 移動体通信事業者が運営するアプリケーション提供サイト
(①アプリケーションを自社サーバに登録して配信する配信型、②自社サイトにアプリケーション提供者へのリンクを掲載する等の紹介型)

3. 概要

アプリケーション提供者等に対する支援

① アプリケーション提供者等によるプライバシーポリシーの作成・公表の促進

特に配信型事業者の場合には、アプリケーションが取得/送信する利用者情報について、アプリケーション提供事業者等からの事前申請を受け、検査を実施した上で自社サーバに登録し、配信する。

② アプリケーションに関するセキュリティの確認

アプリケーション登録等の前に、セキュリティ上の確認を行い、事後的にも定期的にチェックする。

③ 適切ではないアプリケーションが判明した場合の対応

自社サイトからの削除、利用者への注意喚起、関係事業者間の情報共有等を行う。

利用者に対する周知啓発等

スマートフォンをこれまで利用していない方々にも容易に理解してもらえるよう、次の各項目について、書面に記載の上、丁寧に説明する。

① スマートフォンと従来型の携帯電話端末との違い

自動通信による課金、アプリによる動作不良等

② スマートフォンにおける様々な利用者情報の取扱いと注意点

蓄積された利用者情報に基づく嗜好・趣味に応じた広告の表示等

③ スマートフォンにおける情報セキュリティ対策

OS更新、ウィルス対策ソフトの利用、無線LAN利用時の注意等



- 京都市は、平成25年1月10日に「京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン」を策定※1。
- 同ガイドラインは、スマートフォンのアプリケーションを提供する京都市の各組織（一部対象外）を対象とし、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を参考に、アプリ利用者の情報を取得する場合の留意点等を提示。
- 京都市は今後、本ガイドラインを利用した研修を職員に対し実施する予定。

ガイドラインの構成

アプリの現状

- 1 アプリを取り巻く状況…スマートフォンの普及及びアプリケーションの多様性について記載
- 2(1) アプリのメリット…インターネット接続機能、GPS位置情報等の活用例を紹介
- 2(2) アプリを活用する場合の注意事項…利用者情報の取得によるプライバシー侵害等に言及

京都市スマートフォンアプリケーション活用ガイドライン策定

- 3 ガイドライン策定の目的…
京都市の情報発信・行政サービス提供の推進と情報セキュリティの確保を目的

4 アプリの積極的な活用

- (1) アプリを提供するまでの手続
- (2) アプリの利用促進
…正規のアプリストア（Google Play、App Store等）への登録及び京都市市HPへの掲載等

5 アプリの安全な活用

- (1) 利用者情報を取得する場合の留意点
…利用者情報の種類及びプライバシー侵害の危険性並びに利用者情報を取得する場合の判断基準を記載。
- (2) プライバシーポリシーの作成・掲載



※1: <http://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000134264.html>

※2: 平成24年8月「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」提言

<http://www.city.kyoto.lg.jp/kamigyo/page/0000109403.html>

平成24年10月にスマートフォンの利用者情報等に関する連絡協議会（SPSC）が、利用者情報等の適正な取扱いを通じ、安心安全なスマートフォンの利用環境を整備するため、30以上の関係業界団体、関係機関、関係事業者が参加し設立。

1 活動概要

- (1) 業界ガイドライン及びモデルプライバシーポリシーに関する情報交換、業界ガイドライン等を策定するためのサポート
- (2) プライバシーポリシーの効果的な表示方法等に関する情報交換
- (3) 利用者情報の取扱いに関する推奨すべき事例及び問題となりうる事例の検討・共有
- (4) マーケット動向及び国際的動向に関する情報交換
- (5) 各業界における推進状況の把握
- (6) 情報集約及び情報発信（SPSCポータルサイト<http://jssec.org/spsc/>） 等



2 参加メンバー

- (1) スマートフォンのプライバシーに関する業界ガイドラインの検討・策定を進める意向がある業界団体、スマートフォンの利用者情報の取扱いに関係する業界団体及び関係機関
※(一社)日本スマートフォンセキュリティ協会(JSSEC)、(一社)モバイル・コンテンツ・フォーラム(MCF)、(社)電気通信事業者協会(TCA)による共同事務局
- (2) 学識経験者:
新保史生 慶應義塾大学総合政策学部教授【議長】 森亮二 弁護士法人英知法律事務所弁護士【副議長】
- (3) オブザーバ:
①関係省庁(総務省、経済産業省、消費者庁)
②関連個別事業者(移動体通信事業者、広告事業者、レビューサイト 等)

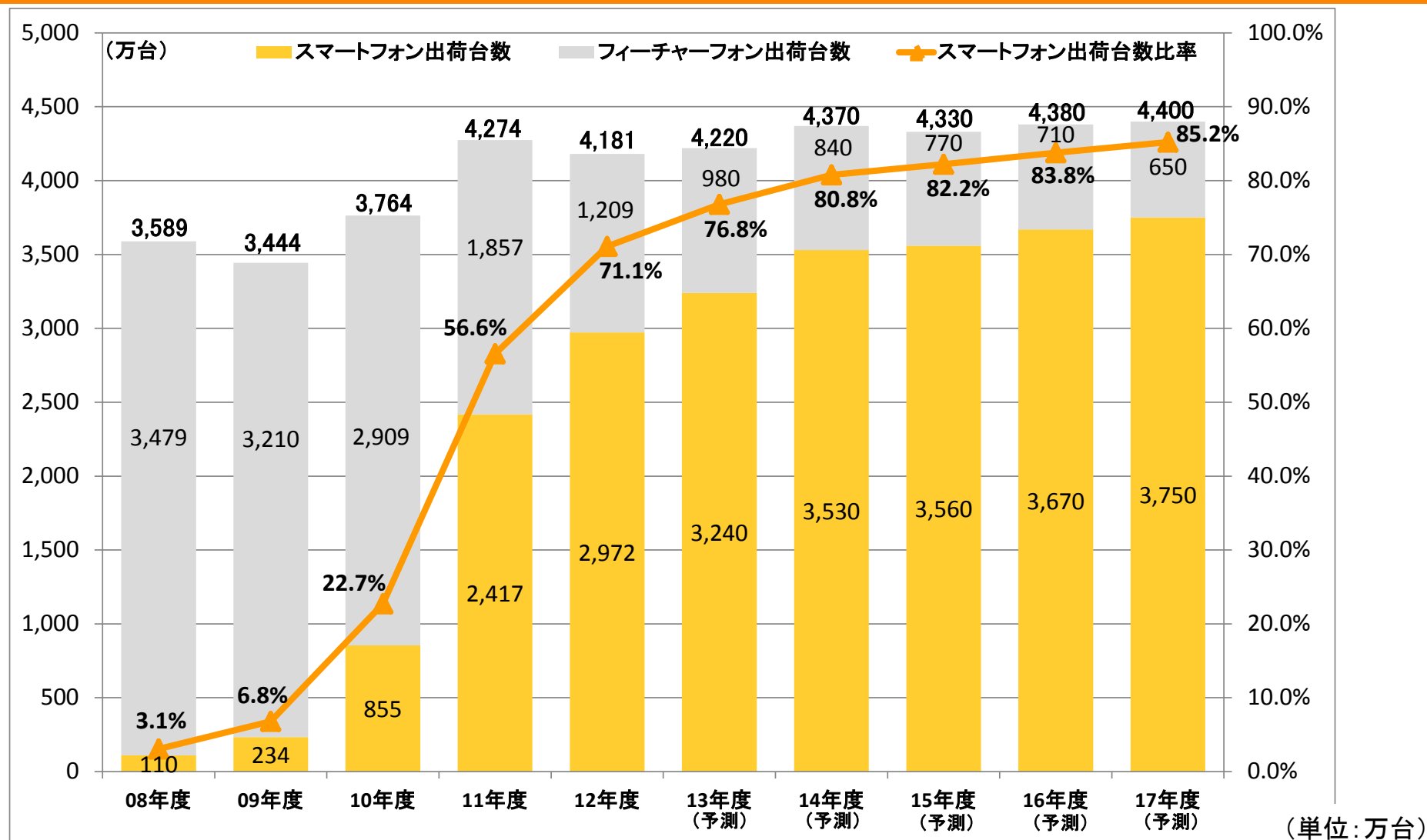
3 スケジュール

平成24年 10月 4日	第1回連絡協議会、	11月 6日	第2回連絡協議会、	12月11日	第3回連絡協議会
平成25年 1月30日	第4回連絡協議会、	3月18日	第5回連絡協議会、	5月16日	第6回連絡協議会
7月11日	第7回連絡協議会				



スマートフォン国内出荷台数の推移・予測（2013年5月予測）

19



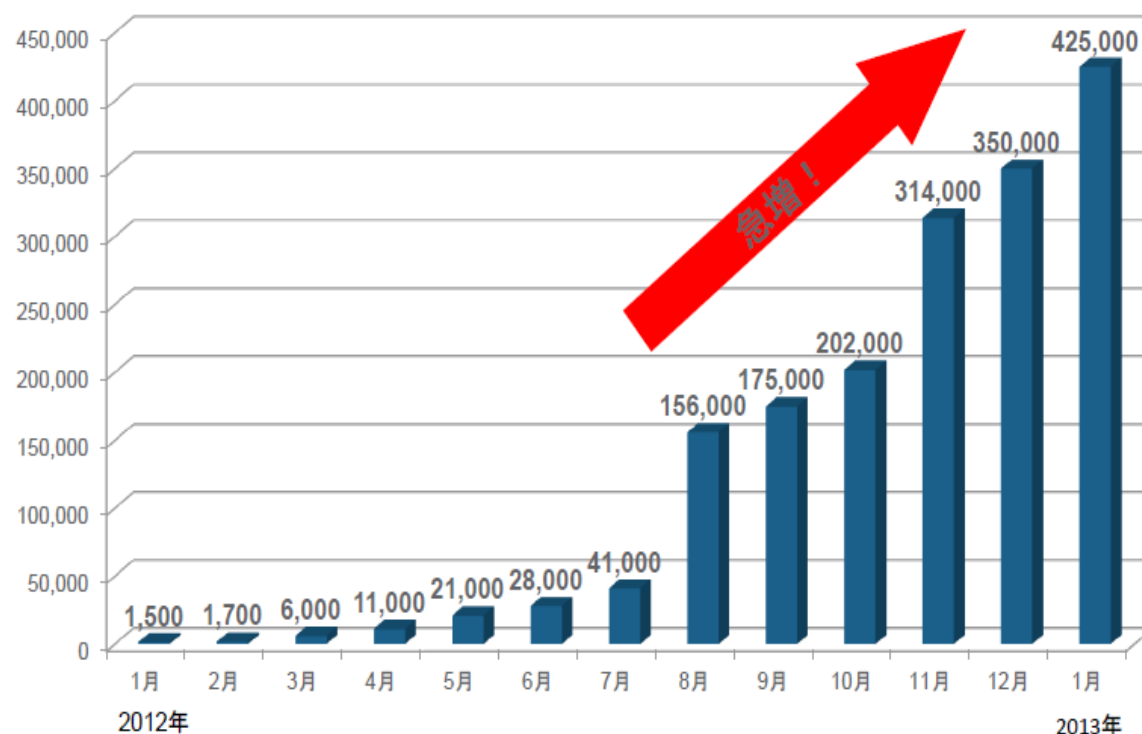
	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
総出荷台数	3,589	3,444	3,764	4,274	4,181	4,220	4,370	4,330	4,380	4,400
うちスマートフォン出荷台数	110	234	855	2,417	2,972	3,240	3,530	3,560	3,670	3,750
スマートフォン比率	3.1%	6.8%	22.7%	56.6%	71.1%	76.8%	80.8%	82.2%	83.8%	85.2%

※ 株式会社MM総研調べ（13年度以降は予測値）「2012年度通期国内携帯電話端末出荷概況」（2013年5月9日）
： いずれも国内メーカー製品・海外メーカー製品を含む。PHS・タブレット端末・データ通信カード・通信モジュールは含まない。

2012年における不正アプリの傾向

トレンドマイクロ(株)によれば、スマートフォンにおける不正アプリは、2012年の上半期まではゲームやアダルト、動画コンテンツの再生などユーザの興味を引くアプリに偽装するものが主であった。一方、2012年の下半期にはスマホの普及を背景に、電池を長持ちさせるアプリやセキュリティソフトを偽装するなど不正アプリが偽装するカテゴリが増加し、ユーザを騙すソーシャルエンジニアリングの手法が広がりました。

「不正かつ危険度の高いAndroid向け不正アプリの数」



出典：2012年第3四半期セキュリティラウンドアップ、2012年第2四半期セキュリティラウンドアップ他
<http://ip.trendmicro.com/imperia/md/content/ip/threat/report/qsr/2012q3.pdf>
<http://ip.trendmicro.com/imperia/md/content/ip/threat/report/qsr/2012q2.pdf>

Copyright 2013 Trend Micro Incorporated

2. スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ

第2章 アプリケーション等のプライバシーポリシー
に関する対応状況と課題

■ 日本総合研究所による調査(2013年1月)

- ・最も人気の高い無料アプリ40のうち、アプリ内又はアプリケーション提供サイトにアプリケーションのプライバシーポリシーの記載があったものは約4割。何ら記載のないアプリケーションが約2割。
- ・日米比較をすると、アプリケーション提供サイトにおける記載割合が米国は高く5割強(日本は2割強)、アプリケーション内における記載割合は米国が5割弱、日本が4割弱であった。

アプリケーションのプライバシーポリシーの作成・記載の日米比較

場所	日本(計40アプリ)		米国(計36アプリ)	
	対象アプリ数	比率	対象アプリ数	比率
アプリ内	14	35.0%	17	47.2%
Google Play 紹介ページ	10	25.0%	19	52.8%

(出典: 日本総合研究所調査(2013年1月))

■ KDDI研究所による調査

- ・2013年2月に収集した100個のアプリのプライバシーポリシーについて調査を行ったところ、情報を外部送信しているアプリは63個、うちアプリケーションのプライバシーポリシーを作成・公表していたものは16個であった。
- ・情報を外部送信するもののうち、何ら説明がないものの割合は減少。(透明性が向上しつつある。)

利用者情報を外部送信するアプリにおけるプライバシーポリシーの作成・公表状況

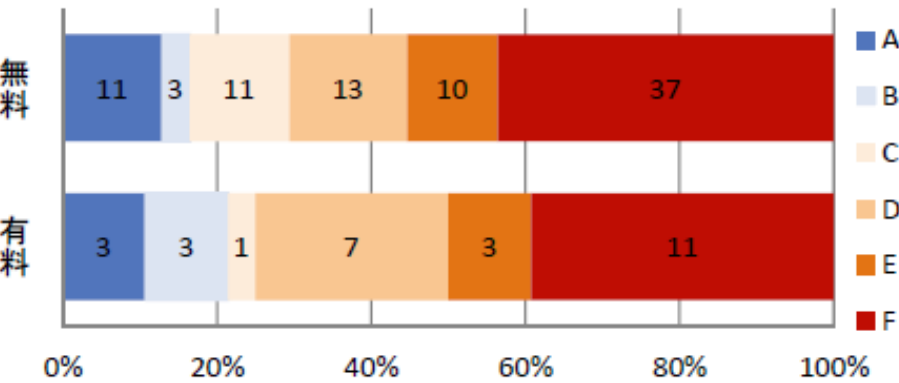
調査時期	アプリケーションのプライバシーポリシー	関連しそうな事業者のプライバシーポリシー	プライバシーポリシーの記載なし
2011年8月調査(181個)		24(13%)	157(87%)
2012年4-5月調査(81個)		15(19%)	66(81%)
2013年2-3月調査(63個)	16(25%)	20(32%)	27(43%)

■ 産業総合研究所による調査

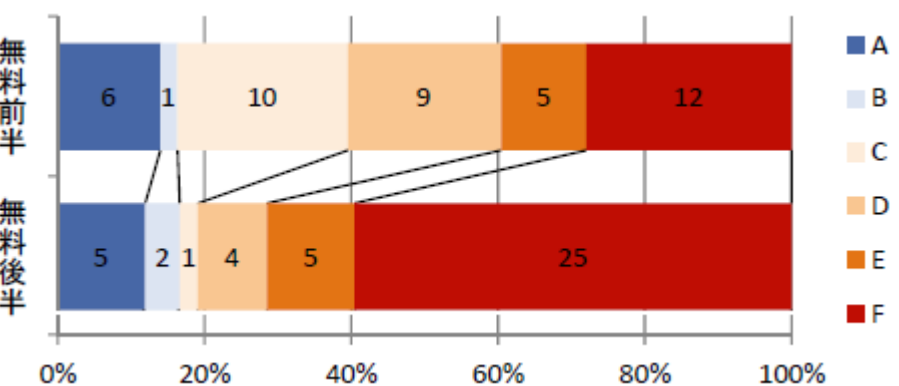
- ・2013年4月に収集した200個のアプリのプライバシーポリシーについての調査・研究の結果、アプリケーションに関する記述があるアプリケーションのプライバシーポリシーの策定比率は、無料トップ500で約16%、有料トップ500で約21%であった。

産業技術総合研究所において、2013年4月に無料アプリトップ500から100個を抜粋し、有料アプリトップ500から50個を抜粋し、アプリケーションのプライバシーポリシーの策定状況について6段階の評価基準を用いて調査を行った結果。

無料トップ500と有料トップ500A-Fランク



無料トップ500前・後半比較



評価基準

- A～F 評価
 - A: 個々のスマホアプリ専用のプライバシーポリシーが用意されている
 - B: サービス全体のプライバシーポリシーがあり、その中に個々のスマホアプリに関する記述がある
 - C: サービス全体のプライバシーポリシーがあり、その中に個々のスマホアプリに関する記述がない
 - 利用者情報の取得に関する記述があっても、各アプリによる送信で取得するものなのか書かれていない
 - 例えば、「端末IDを取得する場合がある」と書かれていても、何によって送信されるのか明らかにされていない場合は、C評価
 - D: サービスのプライバシーポリシーとは言えない一般的なWebサイトのプライバシーポリシーがあるだけ
 - 利用者情報に関する個別の記載がない
 - E: 会社としての抽象的なポリシー（個人情報保護方針）があるだけ
 - F: リンクがない又はリンク先にそれらしきものが見つからなかった

■ アプリケーションのプライバシーポリシー等に関する課題と対応

アプリケーションのプライバシーポリシーの作成を促進し、利用者が容易に見られるようにする必要がある。

- ①アプリケーション等のプライバシーポリシー作成促進(移行計画の作成、アプリ作成当初からの作成)
 - ・アプリケーションのプライバシーポリシーの作成・公表を促進する。
 - ⇒既存のアプリケーションで対応が未了のものについては、早急に移行計画を検討し対応を推進。
 - ⇒今後作成されるアプリケーションについては、予めアプリケーションのプライバシーポリシーを作成。
- ②分かりやすい掲載・表示方法
 - ・アプリケーションのプライバシーポリシーの掲載場所: アプリケーション提供サイト(ハイパーリンク等)、アプリケーション内の場合アプリケーションの初回起動時等に表示 等。
 - ・重要な情報についてポップアップ等で表示し必ず読める仕組みが必要。
- ③標準的な様式・形式
 - ・利用者が本当に知りたいことを、分かりやすい表示で示す。
 - ・スマートフォン利用者情報取扱指針や業界ガイドライン等に基づき、記載が期待される8項目等を記載。
(企業全体のプライバシーポリシーとの整合性を保ちつつ、当該アプリケーションについて作成。)
- ④概要版の作成: スマートフォンの画面で一覧できるように簡潔に記載した概要版の作成
- ⑤利用者に対する周知・啓発
 - ・利用者情報の取扱いがアプリケーションのプライバシーポリシーで説明されていること、電話帳等プライバシー性の高い情報についてはポップアップ等で同意が求められ確認が重要であること等を周知啓発。
 - ・スマートフォン プライバシー ガイドを改定し公表。
- ⑥青少年に関する情報の取扱い: 青少年の特性を考慮、国際的動向等も踏まえ検討を深める
- ⑦定期的なアプリケーション調査の実施とフォローアップ

■ 情報収集モジュール提供者は、プライバシーポリシーの作成・公表し、当該モジュールを組込むアプリケーション提供者へ①取得情報の項目、②利用目的、③第三者提供の有無等を通知することが期待される。

- ・情報収集モジュールの多くは、契約者・端末固有ID等を送付、また位置情報等を送付するものもみられる。情報収集モジュール毎に分かりやすいプライバシーポリシーの作成を促すことが必要。
- ・情報収集モジュールについてのリストを作成し、共有していくことが共通の基盤として有用。

(参考) スマートフォンアプリケーションに組込まれる情報収集モジュールの例

モジュール名 (SDK)	事業者名	言語	プライバシーポリシーURL
adclr	株式会社ライブレボリューション	日本語	http://adcounter.jp/privacy_policy/
AdColony	AdColony	英語	http://adcolony.com/legal/privacy/
Adlantis	株式会社アトランティス	日本語	http://atlantiss.jp/privacy/
AdMarge	株式会社 ディマージシェア	日本語	http://www.dimage.co.jp/privacy/index.html
AdMarvel	AdMarvel, Inc	英語	http://www.admarvel.com/AdMarvel_Privacy_Policy_2012.pdf
AdMob	グーグル株式会社	英語	http://jp.admob.com/home/privacy
AdMobOld	グーグル株式会社	英語	上記に同じ
AdWays	株式会社アドウェイズ	日本語	http://www.adways.net/privacy.html
AdWhirl	グーグル株式会社	-	-
AMoAd	株式会社AMoAd	日本語	http://www.amoad.com/privacy/
aMoBee	Amobee, Inc.	英語	http://www.amobee.com/privacy/
burstlyAd	Burstly	英語	https://www.burstly.com/Home/Privacy
CARewardAck	株式会社CAリワード	日本語	http://www.ca-reward.co.jp/company/privacy.html
chartBoost	Chartboost	英語	https://help.chartboost.com/legal/privacy
DaumAd	deviantART, Inc.	英語	http://about.deviantart.com/policy/privacy/
DimageAd	株式会社 ディマージシェア	日本語	http://www.dimage.co.jp/privacy/index.html
fiksuMart	Fiksu, Inc.	英語	http://www.fiksu.com/privacy-policy
flurry	Flurry, Inc.	英語	http://www.flurry.com/privacy-policy.html
glamAd	Glam Media, Inc/Glam Media Japan	英語	http://www.glammedia.com/about_glam/legal/privacy-security/
gmoSeo	GMOインターネット株式会社	日本語	http://seo.gmo.jp/privacypolicy.html
GoogleAnalytics	グーグル株式会社	日本語	http://www.google.co.jp/intl/ja/policies/privacy/
GreystripeAd	ValueClick, Inc.	英語	http://www.greystripe.com/user-privacy-policy
greeReward	グリー株式会社	日本語	http://corp.gree.net/jp/ja/privacy/
imobile	株式会社アイモバイル	日本語	http://i-mobile.co.jp/privacy.aspx
inmobi	インモビジャパン株式会社	英語	http://japan.inmobi.com/terms/privacy-policy/
INTERSPACE	株式会社インタースペース	日本語	http://www.interspace.ne.jp/privacy.html
jumptapAd	Jumptap, Inc.	英語	http://www.jumptap.com/privacy-policy/
Kiip	Klip, Inc.	英語	https://app.kiip.me/privacy
leadBo I tAd	LeadBolt	英語	http://www.leadbolt.com/privacy.php
lotarisAnly	Lotaris	日本語	http://static.onlotaris.com/isv/common/doc/LOTARIS_PP_V1.1_JP.pdf
MAIST	アキナジスタ株式会社	日本語	http://www.maist.jp/policy/index.html

■ 関係事業者における取組

✓ 移動体通信事業者・端末提供事業者

① アプリケーション提供サイトの運営者としての活動: アプリケーション提供者等に対する支援

- ・「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」に沿った掲載ガイドラインを作成しアプリケーション提供者に予め提示。アプリケーション提供者等から事前申請を受けて検査を実施(配信型)
- ・アプリケーション提供者が作成したプライバシーポリシーへのハイパーリンクを設ける。
- ・アプリケーション提供者への啓発活動を実施。

② アプリケーション利用者に対する周知啓発

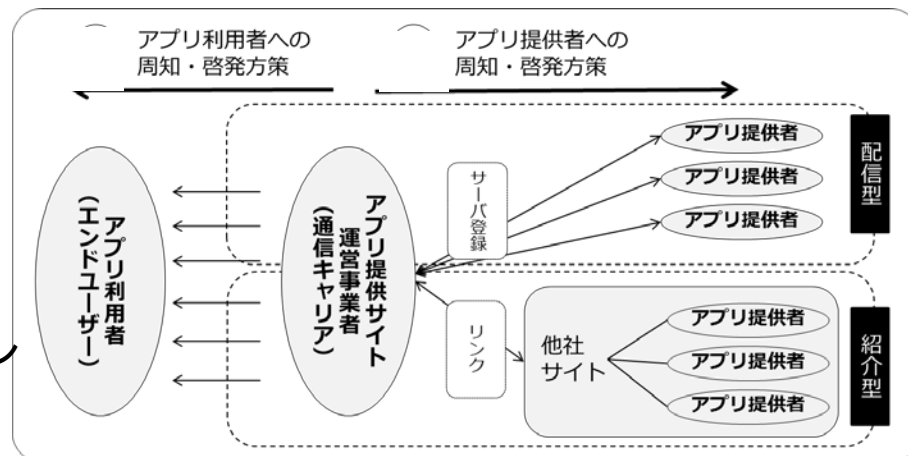
- ・契約時等における利用者に対する周知啓発。
- ・様々なリテラシーの消費者への対応。

✓ アプリケーション提供サイト運営事業者・OS事業者

- ・アプリケーション提供者が作成したプライバシーポリシーへのハイパーリンクを設けている。
- ・アプリケーションの掲載基準についてアプリケーション提供者に事前に一定の説明がされている。

✓ その他関係しうる事業者

- ・独自の基準の基づきアプリケーションの推薦等をしているアプリケーション紹介サイトがある(パーミッションの正当性、ウイルススキャンについて利用者へ検証結果を情報提供)



■ アプリケーション提供サイト等における連絡通報窓口

✓ 移動体通信事業者のアプリケーション提供サイト

✓ OS事業者等のアプリケーション提供サイト

連絡通報窓口が設置されている



① 利用者情報の取扱いに関する掲載基準の明確化⇒適切なアプリケーション作成の促進、透明性の向上が期待される

② 連絡通報窓口間の連携推進を推進⇒問題のあるアプリケーション等に関する連携・情報共有を推進

アプリケーション提供サイトの掲載基準及び連絡通報方法等

アプリケーション提供サイト	アプリケーション掲載基準	連絡通報方法
Google Play 【Google Inc.】	アプリケーション提供者は、Google Playデベロッパープログラムポリシー及びAndroidマーケットデベロッパー販売/配布契約書*1に基づきアプリケーションを提供することが求められている。(Googleはこれらにポリシーや契約書を踏まえGoogle Playからアプリを削除する場合があります、深刻な違反や違反を繰り返す場合アカウントが停止される場合がある。)	アプリケーション提供サイト(Google Play)等において不適切なアプリケーション等について、カテゴリ*2を示して通報を受けつけている
App Store 【Apple Inc.】	App Storeレビューガイドライン*3を踏まえ審査が行われている(非公表)。Apple Developer Program加入契約書を締結	HP経由で購入したコンテンツの品質に問題がある場合Appleサポートへの通報を受けつけている
Marketplace(Windows7) Windows Phone ストア (Windows8) 【Microsoft Corporation】	App Policies for Windows Phone※等を踏まえ審査。(※①位置情報を利用する場合、②利用者の電話帳、写真、電話番号などプライバシー性の高い情報を取得する場合又は第三者と共有する場合、③契約者・端末固有IDを第三者と共有する場合には、利用者の同意を取得し、プライバシーポリシーに記載)	アプリケーション提供サイト(Marketplace/Windows Phone ストア)等において不適切なアプリケーション等についてカテゴリ*4を示し通報を受けつけている
dメニュー、dマーケット 【株式会社NTT ドコモ】	dメニュー・メニューリスト掲載基準 1-3-6個人情報保護法のその他の適用法令ならびに関連規則等に基づいて、個人情報を適切に管理すること	スマートフォン画面からメールにての問い合わせ、又は電話窓口による問い合わせを行うことが可能。
au Market 【KDDI株式会社】	au Marketコンテンツ掲載に関するガイドライン 4. 個人情報の取扱いについて 5. 利用者情報の外部送信有無・通話料金発生有無について*5	アプリケーション提供サイト(au Market)から各アプリケーションについて、問題を指摘*6したり、提供者に連絡することが可能。また、電話(157)による問い合わせも可能。
メニューリスト 【ソフトバンクモバイル株式会社】	メニューリスト掲載規約*7	スマートフォン及びPCから不適切アプリ通報窓口*8を設けている。

* 1 Android マーケットデベロッパー販売/配布契約書4.3において、「デベロッパーは、マーケットを使用して対象製品を販売/配布するにあたり、ユーザーのプライバシー及び法的権利を保護するものとします。」「ユーザー名、パスワード、またはその他のログイン情報または個人情報が提供される、またデベロッパーの対象製品によってそのような情報へのアクセスまたは使用が行われる場合、デベロッパーは、情報がデベロッパーの対象製品に提供されることをユーザーに認識させ、当該ユーザーについてプライバシーに関する法的に十分な通知および保護を行わなければなりません。」「当該情報の仕様については、ユーザーがデベロッパーに対して許可した、限定された目的のための使用のみが認められます。」とされている<https://developer.apple.com/jp/appstore/guidelines.html>

* 2 性的なコンテンツ、暴力的な画像、差別的または攻撃的な内容、端末やデータに悪影響がある、レーティングが不適切、その他の問題のカテゴリに分けて連絡通報が可能。

* 3 App Store Review Guidelines(内容についてはDeveloper Program参加者のみに開示)。 <https://developer.apple.com/jp/appstore/guidelines.html>

* 4 不快な内容、児童搾取、マルウェア又はウィルス、プライバシーの侵害、誤解を招くアプリ、パフォーマンス低下

*5 ID情報またはプライバシー情報を取得し、外部へ送信する場合、ユーザーに表示する許諾画面で、何の情報をも何の目的で、どこへ送信するかに関して分かり易く表示するために、送信する情報、送信する目的、送信先を具体的に且つ分かり易くau Market管理画面に登録することを必須とします。送信先は送信先企業・団体等の名称を明示してください。

*6 自由記入欄にコメントを記載することが可能。また、不正種別として、URLのリンク先が謝っている、カテゴリが謝っている、アプリに不具合がある、記載料金が誤っている等を選択することが可能。

*7 メニューリスト提供規約第32条第2項:個人情報の収集「プロバイダーは、前項に定めるほか、個人情報の収集、管理、利用にあたっては、個人情報の保護に関する法律等の関連法令、政府等が公表する指針、業界の自主ガイドライン等を遵守するものとする」とされている。また、第33条個人情報の利用・管理、第36条位置情報、第37条位置情報取得に係る顧客の同意などを規定。

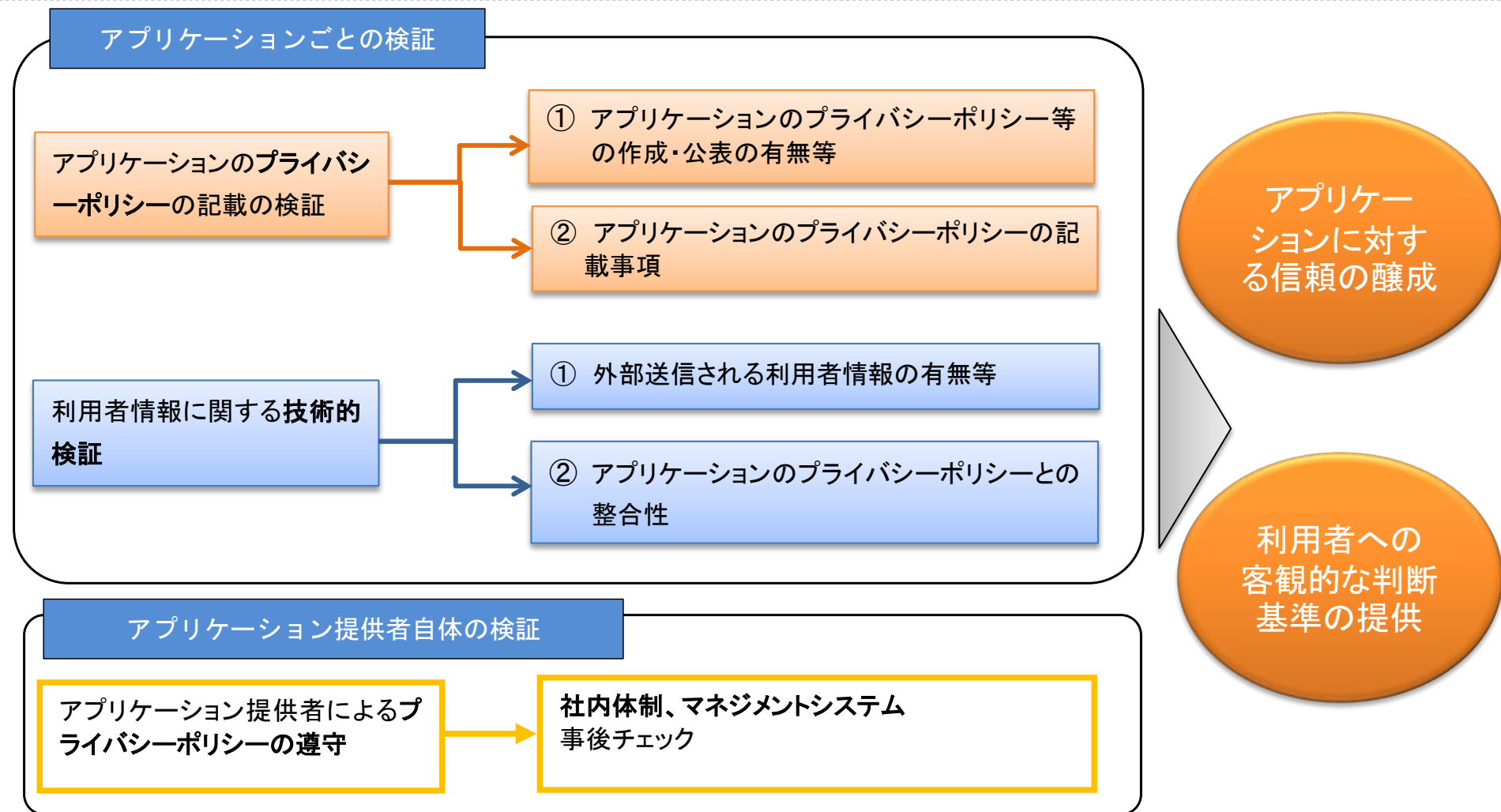
*8 不適切理由のカテゴリ(性的なコンテンツ、暴力的画像、差別的または攻撃的な用、その他の問題)についてコメントも示した上で送信することが可能。

2. スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ

第3章 アプリケーションの第三者検証の在り方

第3章 アプリケーションの第三者検証の在り方

- 「スマートフォン利用者情報取扱指針」の実効性を高める観点から、個々のアプリケーション等について、利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうか等を運用面・技術面から第三者が検証する仕組みが民間主導により整えられることが望ましい。
- 第三者検証を行うための機能・能力を複数又は多数の主体が分散的に保持・提供することを許容。それらの機能・能力に応じて検証を行う。共通的に必要な検証基準等を作成し、運用する。



■アプリケーションの検証・透明性向上を通じた安心強化の取組の事例

- ①アプリケーション提供サイト運営者(OS提供事業者、移動体通信事業者等)
- ②スマートフォンOS提供事業者、端末提供事業者
- ③セキュリティ関係事業者、レビューサイト運営事業者
- ④認証機関

等の様々な主体が、利用者情報の取扱いに関する様々な検証や透明性向上のための取組を実施

OS提供事業者

①情報取得時の同意:

電話帳や位置情報等プライバシー性の高い利用者情報取得前に、個別に同意取得。

②ダッシュボード:

利用者情報へのアクセス許可状況をワンストップで一覧

③情報アクセス時の通知

④マーケット審査を受けたアプリケーションに対するアクセス権限付与

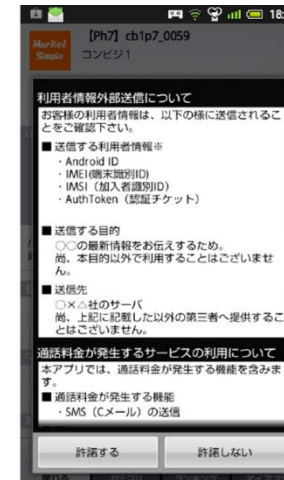
移動体通信事業者

①アプリケーション審査:

申請を受け付け、アプリケーション掲載前に技術的検証等を実施

②利用者向け説明画面:

外部送信される利用者情報に関する簡易な説明画面を提供



端末提供事業者

- ・電話帳アクセスモニター: アプリケーションがどのタイミングで電話帳情報へアクセスするか可視化

レビューサイト運営事業者

- ・審査済のアプリケーションのみをサイトに提供
- ・企業等に情報提供

セキュリティ関係事業者

・セキュリティ対策ソフトを通じた表示

プライバシーリスクのデータベース化し、セキュリティ対策ソフトを通じて検証結果を利用者端末に表示

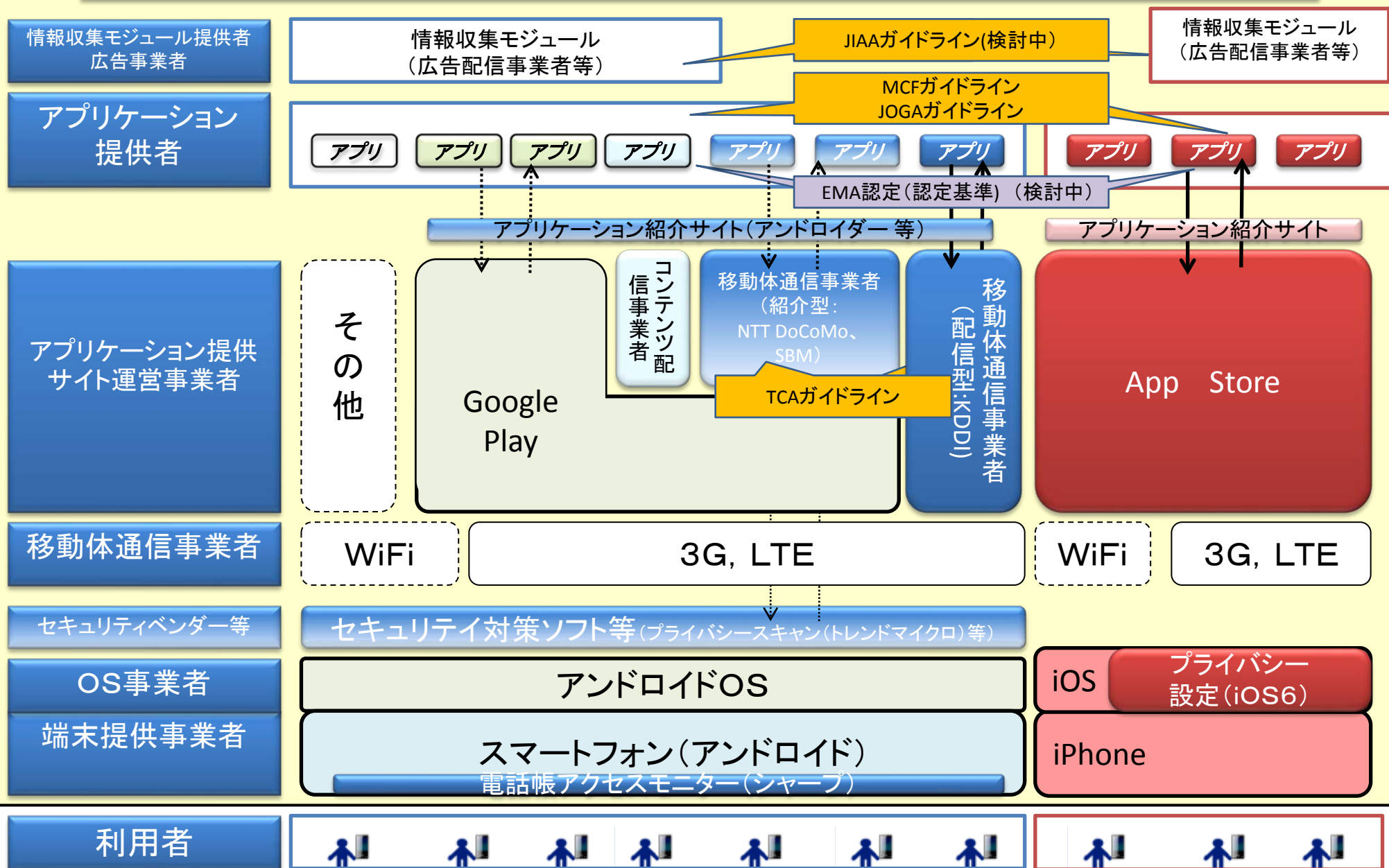
・分析結果のサイト等への公表

・事業者向けに詳細な分析結果を提供

認証機関

- ・透明性の観点等から充足すべき水準を示す
- ・組織単位のマネジメント等について確認

スマートフォン プライバシー イニシアティブ (スマートフォン利用者情報取扱指針)



(参考) 実線矢印は、事前審査を行っているもの。点線矢印は事前又は事後に一定の検証を行っているもの

○第三者検証の枠組みの検討においては、広く関係事業者や関係機関等を視野に入れ、**事業者による自主的な取組や創意工夫を生かしつつ取組むことが重要。**

○**第三者検証の主体**としては、

①**OS提供事業者や移動体通信事業者及びゲーム等のコンテンツ配信事業者**

→アプリケーション提供サイトを運営し利用者へプラットフォームを提供する場合、大きな役割を果たすことが期待される。

②**セキュリティベンダー、レビューサイト等**

→アプリケーションの技術的検証等を行った結果を利用者に提供する機能を既に有しており今後も大きな役割を果たすことが期待される。

③**プライバシー等に関する認証を行う機関**

→スマートフォンのアプリケーション等について扱う場合には、「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」を取り入れて認定・認証基準を考慮



アプリケーション等の事前審査、認定、格付けなど様々な民間サービスが提供され、優良事業者の差別化が図られるとともに、問題のあるアプリケーションについてはその旨が明らかにされることにより、**利用者保護に寄与**することが望ましい。

第3章 アプリケーションの第三者検証の在り方

■アプリケーションの第三者検証の具体的方法と基準

・アプリケーションごとの検証：利用者情報の適切な取扱いが行われているかどうかについて検証。

①アプリケーションのプライバシーポリシーの記載の検証

②利用者情報に関する技術的検証

⇒①、②の一方又は双方について専門家や検証・認定機関などが客観的視点からこれを検証・審査

・アプリケーション提供者自体の検証

③アプリケーション提供体制の確認：所在確認・マネジメントシステムにおける指針の位置づけ等

アプリケーションのプライバシーポリシーの記載の検証の基準

①アプリケーションのプライバシーポリシー（APP）等の作成・公表の有無等

●APPを作成している

●APPを利用者が容易に参照可能な場所に掲載している、アプリケーション内で容易に参照可能であること

・概要版を作成・公表しれていること、APPと整合性があること

②アプリケーションのプライバシーポリシーの記載事項

●スマートフォン利用者情報指針の8つの事項について必要な内容を記載していること

●取得される利用者情報とサービス内容・目的等の関係

●情報収集モジュールの名称、提供者等

③同意取得に関する事項

●プライバシー性の高い情報を取得するアプリケーションの場合、個別に同意を取得

●第三者提供を行う場合、あらかじめ本人の同意取得

利用者情報に関する技術的検証の基準

①外部送信される利用者情報の有無等

●アプリケーションにより外部送信される利用者情報

●外部送信される利用者情報の項目、内容

※静的解析のみに基づく場合には、実際には外部送信されない利用者情報も幅広く指摘しうることに十分留意し検証。

●外部送信される利用者情報の送信先

②アプリケーションのプライバシーポリシーとの整合性

●APPに記載される利用者情報の項目と、実際に外部送信される利用者情報の項目が合致

●外部送信される利用者情報の利用目的が明示されている

●アプリケーションの内容と提供サービス・目的に一定の整合性

●情報収集モジュールの名前、提供者、送信情報等が合致

アプリケーション提供体制の確認の基準

①アプリケーション提供者の所在確認・信用度確認

・アプリケーション提供者の連絡先等が把握できること、アプリケーション提供者の提供実績など

②指針を踏まえた利用者情報の取扱い体制

・アプリケーションのプライバシーポリシーを策定・公表する体制があること、事実上即しAPPを策定し、これを遵守する体制があること

・他の検証や認証などにおいて、上記②が確認されていること（※他の認証機関（EMA等）において確認されている場合には、その結果を援用）

第3章 アプリケーションの第三者検証の在り方

■今後の具体的措置

- アプリケーションのプライバシー策定を推進：記載様式の共通化し、検証を効率的に実施できる体制に
 - 共通の検討事項として、第三者検証の実施主体の公表・リスト化、第三者検証の結果の表示方法、各アプリケーション提供サイト運営事業者等連絡通報窓口の連携、情報収集モジュールのリスト化を実施
 - 今後、利用者支援・検証支援のためのアプリケーションやウェブサイトの検討、定期的なアプリケーション調査の実施、共通的事項の実施体制の確保等を実施
- ⇒当面の間、半年に一回程度フォローアップのために報告を行うこととする。

共通の検討事項の例

② 第三者検証の実施主体の公表・リスト化

③ 第三者検証の結果の表示の検討

④ 各アプリケーション提供サイト運営事業者等連絡通報窓口の連携

- ・情報共有・対応方法の共有等を推進
- ・危険性のあるアプリケーション等の事例データベース化

⑤ 情報収集モジュールのリスト化・共有

⑧ 共通的事項の実施体制の確保

- ・第三者検証の実施方法、細目の把握・検討、見直し
- ・共通的事項である①～⑦の効果的な推進体制

①
アプリケーションの
プライバシー
ポリシー
策定推進

・記載様式
の共通化
・検証を効率
的に実施す
るのに適す
る実装

今後の対応

⑥ 利用者支援・
検証支援のた
めのアプリケー
ションやウェブ
サイトの検討

⑦ 定期的なアプリ
ケーション調
査の実施
(APP及び技術検証)

2. スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ

第4章 利用者及びアプリケーション提供者
のリテラシーの向上

- スマートフォンは、青少年から高齢者まで、誰もが安心して使いやすいものであるべき
 - ・ 関係事業者等は、利用者への情報提供・周知啓発により、利用者のリテラシー向上を図ることが重要。
 - ・ スマートフォン画面を考慮した表示(概要版)、プライバシー性の高い情報取得時におけるポップアップによる同意取得等、分かり易い表示や説明プロセスの導入を推進
- スマートフォンのアプリケーション提供者への情報発信・周知啓発を充実
(アプリケーション提供サイト、OS提供事業者、業界団体、研究機関等)

一般利用者向けの情報提供・周知啓発

1 情報提供・周知啓発の内容

- (1) スマートフォンと従来型携帯電話の違い
- (2) 利用者情報の取扱いの注意点
- (3) 情報セキュリティ対策
- (4) 青少年・高齢者に必要な情報

2 利用者のリテラシーに応じた取組の実施

- (1) 端末・サービス開発時の取組
(例: 青少年・高齢者向けスマートフォンの提供等)
- (2) サービス利用時の取組
(例: 自主セミナーの開催)

3 スマートフォンの画面を考慮した表示等

- (1) アプリケーションのプライバシーポリシーの概要版の表示、第三者検証結果の表示
- (2) プライバシー性の高い個別の情報取得に関するポップアップ等による同意取得 等

アプリケーション提供者向けの周知啓発

1 アプリケーション提供サイト運営事業者、OS提供事業者による周知啓発

- (1) アプリケーション提供サイト掲載ガイドライン等
- (2) 適切なプライバシーポリシーの作成・公表の促進
- (3) アプリケーション提供者への啓発活動

2 移動体通信事業者等による周知啓発

- (1) アプリケーション提供サイト掲載ガイドライン等
- (2) 適切なプライバシーポリシーの作成・公表の促進
- (3) アプリケーション提供者への啓発活動

3 業界団体等による周知啓発

- (1) アプリケーション提供者向けの情報発信
- (2) 指針や業界ガイドラインの検討 等



安心してアプリを利用するために

スマートフォンプライバシーガイド

1 スマートフォンのサービス構造を知りましょう

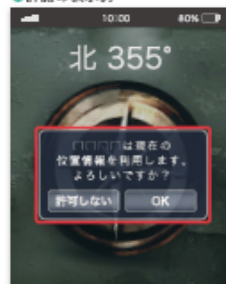
- ✓ スマートフォンは多くの事業者がそれぞれの役割を持ってサービスを提供しています。
- ✓ スマートフォンには様々な利用者情報が蓄積されています。
- ✓ 利用者情報はアプリの機能に使用されるほか、広告配信事業者等へ送信され、利用者の趣味・嗜好に応じた広告の表示等に使用される場合もあり、アプリによっては広告の収入によって無料で提供されています。



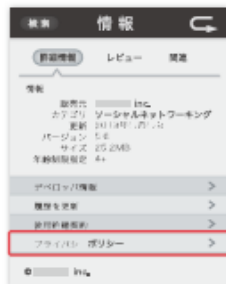
2 利用者情報の許諾画面等を確認しましょう

- ✓ スマートフォンでは、自由にアプリをダウンロードして利用できますが、その分自己責任が求められます。**アプリの信頼性を確認**するように努めましょう。
- ✓ アプリの信頼性を確認するためには、利用者情報がどのような目的で取得され、必要以上の取得となっていないかなどもヒントになります。
- ✓ アプリのダウンロードや利用(起動)時等に、アプリの利用規約やプライバシーポリシー等を読み、取得される利用者情報の範囲等をよく確認し、**内容を理解した上で、同意・利用**するよう努めましょう。

● 許諾の表示例



● アプリ提供サイト上での表示例



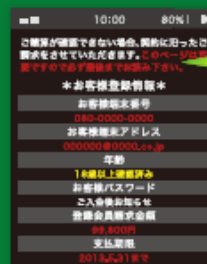
許諾画面等では内容を「よく確認」しよう!



最近の注意!!

1 不正アプリの増加と多様化

- 1 スマートフォンの急速な普及に伴い、不正アプリも増加、多様化しています。
- 1 動画を再生するアプリに見せかけ、インストールするとメールアドレス・電話番号等の個人情報を取得し、架空の料金請求画面を出す、金銭搾取を目的としたワンクリックウェアが報告されています。
- 1 スマホの機能改善ツールを装い、電話帳情報等の詐取等を目的としたアプリも増加しています。
- 1 人気ゲームを動画で紹介するといったアプリが利用者の電話帳情報を外部に送信していた事例もありました。



- ワンクリックウェアをインストールしてしまった場合、慌てず端末から削除しましょう。
- 身に覚えのない請求の場合、決して支払わないようにしましょう。

- 機能改善をうたうアプリをインストールすると、電話帳情報が外部へ送信される可能性があります。



2 不審なメールやSNSの投稿等に記載されたURLからアプリをダウンロードしないように注意しましょう

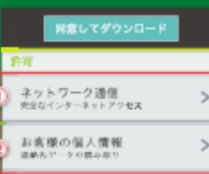
- 1 機能改善ツールを装ったアプリなどには、利用者に対して送られた不審なメールやSNSの投稿を通じて、**不正アプリ配布サイトに誘導**するものがあります。
- 1 不審なメールやSNSの投稿で紹介されたURLを安易にクリックしてアプリをダウンロードしないように注意しましょう。

3 電話帳情報を外部に送信し得る利用許諾(パーミッション)を求めるアプリには注意しましょう

- 1 アプリの提供する機能には明らかに不要であるにもかかわらず、電話帳情報を外部に送信し得るパーミッションを求めるアプリがあった場合は十分注意しましょう。

- ① ネットワーク通信・完全なインターネットアクセス
- ② 個人情報: 連絡先データの読み取り

上記2つのパーミッションを取得するアプリは電話帳に記録された情報(氏名、電話番号、メールアドレス、住所等)を外部に送信する可能性があります。



4. スマートフォン プライバシー イニシアティブⅡ

第5章 国際協調に向けて

■米国

(1) インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話(2012年10月:米国ワシントンD. C.)

- ・日本側より「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」について紹介。ホワイトハウスの政策大綱を踏まえたモバイルアプリの透明性向上のための行動規範に関するマルチステークホルダー会合等について米国商務省(NTIA)より説明。
- ・スマートフォンの利用者のプライバシーに関するスマートフォンのアプリケーションの透明性の重要性とリテラシー向上について議論を行い、消費者のデータ保護に関するベストプラクティスとアップデートを共有していくことで一致。

(2) 米国内における検討の動き

① 商務省NTIAによるマルチステークホルダー会合

- ・2013年6月までに15回開催。モバイルアプリの透明性に関する行動規範の討議ドラフト、簡略な告知について議論。

② FTCスタッフレポート「モバイル・プライバシー・ディスクロージャーズ:透明性の確保による信頼の構築」(2013年2月)

- ・プラットフォーム事業者、アプリ開発者、広告ネットワーク事業者、業界団体等の果たすべき役割を提言。

③ カルフォルニア州の司法長官「モバイル端末におけるプライバシーに関する提言」(2013年1月)

④ FTC「児童のオンラインプライバシー保護法(COPPA)」規則改正案(2012年12月)

■欧州

(1) 日EU・ICT政策対話(2012年11月:東京)、日仏ICT政策協議(2013年2月:パリ)、日フィンランドICT政策協議(2013年6月:東京)

- ・「スマートフォン プライバシー イニシアティブ」について総務省から紹介。先方からeプライバシー指令やEUデータ保護規則等について説明し情報交換・意見交換を実施。今後も引き続き情報交換・意見交換を実施する。

(2) EU域内における検討の動き

- ・GSM Association(GSMA)が携帯端末向けのプライバシー原則、ガイドライン等を発表(2012年1月)

■韓国における検討の動き

- ・韓国情報保護振興院(KISA)は「アプリ開発者向けプライバシーガイド」を公表(2012年3月)。国内通信事業者を通じ、同ガイドの周知・啓発を実施。KISAはスマートフォンの中でモニター機能を果たすようなアプリ(SSチェッカー)を開発・公開。

・プライバシー保護に係る法規制は、各国・各地域により違いはあるものの、スマートフォンの利用者情報の取扱いに関する検討は、主要先進国において透明性を高める報告で検討や取組が進んでおり、方向性はほぼ合致。

・今後も積極的に、二国間の枠組み及び多国間の枠組み(OECD,ITU,APT、APEC、ASEANなど国際的機関や地域連合等)の場において我が国における取組を説明し、連携しつつ対応を推進。



インターネットエコノミーに関する日米政策協力対話（第4回）の概要

(1)日時・場所：2012年10月18日（木）及び19日（金） 米国ワシントンD. C.

(2)概要：総務省情報通信国際戦略局長と国務省大使の間で、インターネットの経済的側面に焦点を当てた政策全般について、定期的に実施している政策対話。

※ この対話は、日米首脳会談(2012年4月30日)で、日米関係の強化・拡大を目指す「日米協力イニシアティブ」の一環として位置づけられています。

(3)参加者：

【日本側】藤崎在アメリカ合衆国特命全権大使、桜井総務省情報通信国際戦略局長、遠藤政府CIO、外務省、経済産業省、内閣官房情報セキュリティセンター、政府CIO室 ほか

【米国側】キャンベル国務次官補、バービーア国務省大使、ヴァンローケル連邦政府CIO、商務省(NTIA)、国土安全保障省、連邦通信委員会(FCC)、連邦取引委員会(FTC) ほか

政府間共同記者発表（抜粋）

(6) 消費者のデータ保護

双方は、スマートフォンの利用者のプライバシーに関するスマートフォンのアプリケーションの透明性の重要性と、リテラシー向上について議論を行った。双方は、安心安全なICTの利活用の環境を確保し、移動体通信市場の継続的な発展を確保するため、引き続き、消費者のデータ保護に関するベストプラクティスとアップデートを共有していくことで一致した。

また、双方は、情報の自由な流通の確保とプライバシーの保護とのバランスを確保することの重要性を認識した。双方は、引き続き、地域ごとのアプローチの相互運用性を推進する国際的な努力(EUとの協調を含む)を追及するとともに、APECの越境プライバシールールシステムの実施の重要性を強調するよう期待することで一致した。また、双方は、国際的なデータ保護の努力についての情報交換を継続していくこととした。



政策大綱を踏まえた行動規範策定に向けて

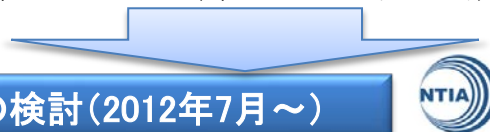


ホワイトハウスの政策大綱の発表(2012年2月)

- 2012年2月ホワイトハウスは、デジタルエコノミーにおいて消費者の信頼を維持するために**消費者のデータプライバシーの保護は必要不可欠**として、**政策大綱(ネットワーク化された世界における消費者データプライバシー)**を発表。
- 政策大綱において、プライバシーに関する消費者の7つの権利を示す「**消費者プライバシー権利章典(A Consumer Privacy Bill of Rights)(注)**」が示された。
- 消費者プライバシー権利章典の具体化を目的とした**行動規範を策定**するため、多様な利害関係者（**マルチステークホルダー**）が参加するオープンな議論を行う。**連邦取引委員会(FTC)**は**企業が遵守を宣言した行動規範に基づき執行可能**。権利の法制化についても今後検討。

(注) 消費者プライバシー権利章典 (A Consumer Privacy Bill of Rights)

消費者が自らの個人データに関して有する7つの権利として、1個人による管理（自分の個人データを企業が収集・使用する方法について管理できる権利）、2透明性（容易に理解できる形でプライバシー等に関する情報を入手できる権利）、3経緯の尊重（自分の個人データが、自分が情報を提供した経緯に沿う方法で、収集・使用・開示される権利）、4セキュリティ、5アクセス及び正確性、6対象を絞った収集、7説明を示した。



モバイル・アプリの透明性に関する行動規範の検討(2012年7月～)



- ホワイトハウスの政策大綱を踏まえ、**NTIA(米国商務省・国家電気通信情報庁)**が企業、業界団体、消費者団体等が一同に出席するマルチステークホルダー会合を開催。2012年3月にNTIAが実施したパブリックコメントの結果を踏まえ、まずは「**モバイル・アプリの透明性**」に関する**行動規範の策定に向けた議論**が行われることとなった。
- 2012年7月から2013年6月までに「モバイル・アプリの透明性」に関する行動規範策定に向けて**NTIAはマルチステークホルダー会合を計15回開催**（7月9日に第16回会合を開催予定。）
- **最近の検討状況**
 - ・ 第14回会合（5月23日）に、**NTIAのストリックリング長官**が出席。これまでの成果を賞賛しつつ**1日も早い手続き完了を要請**（NTIA担当課長が1名か2名の反対は必ずしもコンセンサスの形成を阻害するものではないと発言）
 - ・ アプリ開発者協会（ADA）等の起草者が、FTC等から提示された懸念等に対応し**行動規範討議ドラフトを修正**。
 - ・ 参加者から寄せられた未解決の問題についてNTIAからリストが公表された。
（簡略版に関する行動規範であると明示すべきか、第三者のモジュールによる情報収集の扱いをどうすべきか等）
- 簡略な通知の開発に関して、学識経験者が今後調査予定



- アプリ開発者協会(ADA)他団体による討議ドラフト「モバイル・アプリの透明性」について、FTCから提示された懸念等も踏まえ起草者がドラフトを修正。現段階における討議ドラフトの内容は下記のとおり(※討議中であり、今後も会合における議論等に基づき変更予定)
(参考)米国市民的自由連合(ACLU)、Consumer Action、世界プライバシー・フォーラム(WPF)

モバイル・アプリの透明性に関する行動規範(Code of Conduct on Mobile APP Transparency)

I 前文

- マルチステークホルダープロセスを経て検討されたモバイルアプリに関する簡略な通知のための自主的な行動規範。
- 簡略な通知は、消費者に対してアプリケーションによるデータ取得や第三者提供などに関する透明性を向上させるためのもの。
- アプリケーション提供者は、本行動規範に関らずカリフォルニアのオンラインプライバシー保護法や他の法令を踏まえ、詳細なプライバシーポリシー作成の義務を負う。

II 簡略な通知

下記の事項について、簡易版通知において、できる限り一画面内に表示する。

(1) 利用者から取得される情報

例: 電話帳、ブラウザー利用履歴、通信履歴、位置情報、金融情報、バイオメトリックス、医療健康情報、ユーザ保存ファイル 等

(2) 詳細なプライバシーポリシーへのアクセス方法

(3) 第三者との利用者を特定する情報の共有

例: 広告ネットワーク、通信事業者、消費者情報再販事業者、データ分析事業者、政府機関、OS提供事業者・プラットフォーム提供者、ソーシャルネットワーク、その他

※アプリ開発者が第三者の情報収集を了解しておらず、情報収集されるまで知らなかったが、その後直ちに適切な措置をとる場合は除く。

※当該アプリのサービス提供や運用に必要な範囲に用途が限定されており、更なる第三者との共有が禁止される場合等については除く

(4) アプリケーションの提供事業者名

※ 非識別化された情報については記載する必要はない: ①非識別化され、②再識別化しないと約束し、③第三者にも再識別化させない場合

※ 運用目的のために情報を収集する場合は除く: アプリの維持管理、利用者の識別、セキュリティ、法令順守等

III 簡略な通知の記載方法

- ・ II (1)、(3)の内容については文書で表示されていること(適宜アイコンやシンボルも活用可能)、必要事項を見やすく一つのスクリーンに記載
- ・ アプリケーションからいつでも見られること、利用者情報の取得について、取得する情報の範囲を拡大するような変更を行う場合には、FTC法第5条に基づき改めて同意取得を行う

IV データ利用・利用条件、又は全体版プライバシーポリシーへのリンク

簡略な通知を行うとともに、利用者情報の利用ポリシー、利用規約、法的に求められる詳細なプライバシーポリシーへのアクセスを提供すること。これらのリンクには、利用者がデータ消去を求める方法に関する説明、第三者提供される事業者名、データ保存期間等を含む。

- 2013年2月1日FTC（米連邦取引委員会）は、「モバイル・プライバシー・ディスクロージャーズ：透明性の確保による信頼の構築」をFTCスタッフレポートとして発表。プラットフォーム事業者（OS事業者）、アプリ開発者、広告ネットワーク事業者、アプリ開発事業者の業界団体及び関係有識者等に対しそれぞれの果たすべき役割を示した。
- FTCは同スタッフレポートがNTIA（米国商務省・国家電気通信情報庁）によるマルチステークホルダー会合における議論への有益なインプットとなることを期待するとしている。

I モバイルテクノロジーの利便性とリスク

- ・スマートフォンやタブレットが急速に普及し、多数のアプリが提供されている（例：Google Play80万アプリ、App Store70万アプリ）。
- ・利用者に多くの利便性を提供。一方、複雑な業界構造の下、**位置情報を含む利用者情報の取扱いに係るプライバシー上の課題が大きい。**
 - ＊ 約6割の利用者がプライバシー上の懸念からアプリ利用を断念した経験。大半の利用者は自らの利用者情報を十分管理できないと考えている。

II FTCによる活動と検討

- ・2012年3月に報告書「急速に変化する時代における消費者プライバシー保護」を発表し、同年5月にモバイル環境におけるプライバシーに関するワークショップを開催。また、モバイルプライバシーに係る執行、アプリ開発者の啓発等を実施。

III FTCによる提言

A. プラットフォーム事業者（OS事業者） ※ Apple, Google, Amazon, Microsoft, Blackberryを例示

- ・センシティブ情報（例：位置情報）及び場合によってはセンシティブとなりうる情報（例：電話帳、写真、カレンダー、録音、録画）を取得する際には、速やかに利用者に知らせ、同意を取得（affirmative express consent）
- ・アプリがアクセスする情報の種類をワンストップで把握できる「ダッシュボード」、利用者情報の送信を示すアイコンの開発を検討
- ・アプリ開発者によるベストプラクティスを推進
- ・アドネットワーク等によるトラッキングの可否を選択できるよう、モバイル向け「Do Not Track」の仕組みを検討

B. アプリ開発者

- ・プライバシーポリシーを作成しアプリマーケットに示す。センシティブ情報を取得する前に、利用者の同意を取得（OS事業者の対応と要調整）

C. 広告ネットワーク事業者等と連携し利用者への正確な情報提供に努める。業界として簡潔なプライバシー情報提供のガイドライン等を策定。

- ・アプリ開発者と連携し正しい情報を利用者に提供、モバイル向け「Do Not Track」を効果的に実行できるプラットフォームと協力

D. アプリ開発事業者の業界団体及び関係有識者等

- ・標準化されたアプリ・プライバシー・ポリシーの策定促進、アプリ開発者を教育、簡潔な情報提供の方法を開発（例：標準化されたアイコン等）



- 2013年1月、カルフォルニア州の司法長官は、モバイル端末におけるプライバシーに関する提言を発表。アプリ提供者、アプリケーション提供サイト運用者、アドネットワーク、OS提供者、移動体通信事業者などの関係する各主体が、モバイルアプリにおけるプライバシー保護に向けて実施すべき事項について提言。
- 多様な利便性を提供するアプリケーションのイノベーションを維持しつつ、適切にプライバシー保護を行っていくため、スマートフォンの利用者情報に関するプライバシー・ポリシーを提供し、消費者の予見可能性を高め、有効で選択できる情報を提供することが必要としている。

1 アプリケーション提供者 (APP Developers)

- ・情報チェックリストにより、アプリが取得・利用する個人情報を確認し、取扱いについて意志決定すること。
- ・アプリの基本的機能に不要な個人情報の収集を回避もしくは制限すること。
- ・明確で正確なプライバシーポリシーを作成し、利用者又は潜在的利用者に明示的にアクセス可能とすること。
- ・情報の取扱いについてユーザーの注意を引く通知方法を用いるとともに、ユーザーに意味のある選択権を与えること。

2 アプリケーション提供サイト運営者 (App Platform Providers)

- ・ユーザーがアプリをダウンロード前に確認できるように、アプリケーション提供サイトからアプリケーション・プライバシーポリシーへアクセスできるようにすること。アプリケーション提供サイトを通じ利用者へモバイルプライバシーの教育をすること。

3 モバイル広告ネットワーク (Mobile Ad Networks)

- ・アプリ外部の広告のために、ブラウザ設定を変更したり、モバイルデスクトップのアイコンを置いたりしないこと。アドネットワークに関するプライバシーポリシーを作成し、アドネットワークを用いるアプリ提供者に開示しなさい。
- ・端末固有IDの利用をやめて、アプリ独自の一時的IDを使うこと。

4 OS提供事業者 (Operating System Developers)

- ・グローバルなプライバシー設定を開発し、利用者がアプリがアクセスできる機器の性質や情報をコントロールできるようにしなさい。

5 移動体通信事業者 (Mobile Carriers)

- ・モバイルプライバシーと子供のプライバシーについて、利用者を教育する。





- 子供のインターネット使用に関して親により広範な管理権を与えることで、子供のプライバシー保護の強化を目指し、米連邦取引委員会(FTC)は、2010年に米児童オンラインプライバシー保護法(COPPA)のレビューを開始。2012年12月19日、最終改正案を採択。今回のCOPPA改正案は2013年7月1日に発効の見通し。

○ COPPAの概要

- 1998年10月、オンライン上における児童(13歳未満)のプライバシー保護に特化した連邦法として成立。
- 13歳未満の児童を対象とするか、13歳未満の児童から実際に個人情報を収集するウェブサイトやオンラインサービスは、個人情報の収集開始前に保護者に対して通知し、有効な同意(varifiable parental consent)を取得することが必要。

○ 最終改正案のポイント

- 保護者への通知及び同意なしに収集できない「個人情報」のリストを修正し、位置情報、子供の顔や声が含まれている写真、ビデオ、オーディオが保護者への通知及び同意なしに収集できないことを明確化
- 企業に対し、新たに保護者の同意を取得する、合理化された、自発的かつ透明性のある承認プロセス(※1)を提示
(※1) 電子的にスキャンされた署名付きの親の同意書やビデオによる確認の利用も可能に
- 児童向けアプリ及びウェブサイトが、**第三者**(広告ネットワーク等)が保護者への通知及び同意なしに児童から個人情報を収集することを防止するための合理的な措置を講じるべき旨定め、これまでの抜け穴を防止
- 追加で情報を収集する第三者はCOPPAを遵守しなければならない範囲を拡大
- **IPアドレスや携帯端末IDなど、異なるウェブサイトやオンラインサービスをまたいで利用者の識別が可能なIDをカバーするよう、COPPAの対象範囲を拡大**
- 対象となるウェブサイト運営者やオンラインサービス提供者による児童の個人情報の提供先は、**個人情報を安全かつ秘匿した形で保管できる企業にのみ提供**することを求める、データセキュリティ保護に係る規定を強化
- 対象となるウェブサイト運営者は、**データ保存及び削除について合理的な手続きを定めることを要求**
- FTCによる自主規制セーフハーバープログラム(※2)のFTCの監督を強化
(※2) 業界団体等が策定し、FTCが承認した自主規制プログラムを遵守する事業者はCOPPAルールを充足するとの規定

他方で、米Googleの「Google Play」や米Appleの「App Store」等のプラットフォームは、児童向けアプリへのアクセスを提供しているのみであるとして対象外とされたほか、米Facebookは外部サイトに設置された「Like」ボタンについて、児童向けサイトから情報収集している事実上の認識がなければ同法に問われることはないと言われたため、改正の影響は限定的な可能性(米メディア報道)。



日EU・ICT政策対話（第19回）の概要

- (1)日時・場所：2012年11月14日（水） 東京
- (2)概要：総務省と欧州委員会（通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局）との間で、ICT政策全般について、定期的実施している政策対話。今回（第19回）の政策対話では、本年5月の総務省と欧州委員会の間のICT担当の閣僚級会談及び会談後に発表したICT分野における日EU間での政策協力に関する共同声明を踏まえ対話を実施。
- (3)参加者：
【日本側】桜井総務省情報通信国際戦略局長 ほか
【EU側】スタンチッチ欧州委員会通信ネットワーク・コンテンツ・技術総局次長 ほか

日EU・ICT政策対話（第19回）の結果

(5) その他

青少年のインターネット利用環境整備、ブロードバンド普及促進、スマートフォンにおける利用者情報の取扱い等ICTサービスにおける利用者情報・プライバシーについて、日EU双方の政策動向やベストプラクティスの共有など、情報交換・意見交換を行いました。これらの議題についても、引き続き情報交換・意見交換を行うこととしています。



個人データ保護指令(1995年)

「個人データ処理及びデータの自由な移動に関する個人の保護に関する指令(95/46/EC)」

(主な内容)

- (1) データ内容に関する原則(特定された明示的かつ適法な目的のための取扱い等)
- (2) データ取扱いの正当性の基準(データ主体の明確な同意等)
- (3) センシティブデータ※の取扱い ※人種又は民族、政治的見解、宗教的又は思想的信条、労働組合への加入、健康又は性生活に関するデータ
- (4) データ主体のデータへのアクセス権
- (5) 取扱いの機密性及び安全性
- (6) 第三国への個人データの移転に関する規律(第三国が十分なレベルの保護措置を確保していることを条件とする等)
- (7) 独立した監督機関

e-プライバシー指令(2002年、2009年改正)

「電子通信部門における個人情報処理とプライバシーの保護に関する指令(2002/58/EC)」

(主な内容)

- (1) Cookieの利用に当たって内容を明示しオプトインによる利用者同意を求める
- (2) ロケーションデータを利用する際にオプトインによる利用者同意を求める

- ◆ 急速な技術進展
- ◆ 情報の共有・収集規模な急増

EU個人データ保護規則案 ※2012年1月25日公表

立法手続きを開始

(主な内容)

- (1) EU域内における規制の単一化・簡素化(※国内法制化の不要な「規則」に変更)
- (2) より強固な個人データ保護ルールを整備(「忘れられる権利」、「プライバシー・バイ・デザイン」原則等)
- (3) データ保護に関するグローバルな課題への対応(EU域内居住者向けにサービスを提供する場合等には、域外事業者による個人データ取扱いにも効力を及ぼすための規定)
- (4) その他(新たな制裁の導入(企業の全世界での売上高の最大2%相当額の課徴金)、「欧州データ保護ボード」の設置等)



- 2013年2月、EU第29条作業部会(※)は、スマートフォンアプリが急速に普及する中で、①利用者への透明性のある説明や有効な同意の欠如、②不十分なセキュリティ措置、③利用目的や流通範囲の限定が講じられないまま個人データが取得されている点を踏まえ、スマートフォンアプリに関する意見書を公表。

※ 1995年データ保護指令第29条に基づき設置された諮問機関。欧州委員会、加盟国規制機関等から構成され、同指令の法的解釈を行っている。

- アプリケーション提供者、アプリケーション提供サイト運用者、OS・端末開発者等の関係する各主体について、個人データ保護指令やeプライバシー指令に基づく義務及び推奨事項を記載。

1 アプリケーション開発者の義務

- ・アプリが情報収集等を開始する前に**情報の種類(注)毎に有効な同意を求めること**。当該同意を撤回可能とする
(注)位置情報、契約者・端末固有ID、個人情報、電話帳、クレジットカード番号、通話・SMS・電子メール、閲覧履歴等
- ・利用目的を明示し、**個別の同意なく変更しないこと**。**必要以上の情報を収集しないこと**。**第三者提供する場合明示**。
- ・必要な情報(収集者、内容、目的、第三者提供の有無、利用者の権利等)について**プライバシーポリシーを提示すること**
- ・データ管理者としての義務を履行する(外部委託時に監督義務を含む)、設計段階から、個人データ保護のための対策を講じる。
- ・**子ども向けアプリを厳格に取り扱うこと**(収集情報の最小化、行動ターゲティング広告への利用自粛等) 等
(この他、eプライバシー指令に準拠したデータ侵害時の情報提供、データ保存期間のカスタマイズツール等の提供が推奨される)

2 アプリケーション提供サイト運営者の義務

- ・アプリ開発者に対し**アプリが収集可能な情報の種類や目的等に係る情報提供義務を遵守させる**、提出されたアプリケーションに対する**審査結果の公表**
(この他、OS提供者と協力し情報へのアクセス状況を示すマーク等の管理ツールを開発、全ての掲載アプリケーションのプライバシー保護レベルに関する評価、連絡通報窓口の設置、プライバシーに配慮したアンインストールツールの提供等が推奨される)

3 OS・端末開発者の義務

- ・利用者が有効な同意を行えるようにAPIや保存ルールを最新のものとする。**アプリケーションの初回起動時や機微情報への初回アクセス時に同意ツールを作動させる**。悪意あるアプリの拡散防止、アプリ開発者が必要最低限の情報にのみアクセス可能とする。
(この他、利用者によるアプリのアンインストール、セキュリティ措置の更新、利用者に対する詳細な情報提供(どのデータが利用されているか)が可能となるツールを開発すること等が推奨される)

4 第三者(サードパーティー)の義務

- ・eプライバシー指令に基づく同意取得義務を履行すること、Do Not Track機能を迂回しない
- ・トラッキングの目的のために契約者・端末固有IDを用いることを避ける、子どもの情報の行動ターゲティング広告への利用自粛 等



- 韓国においても、スマートフォンにおける個人情報の流出が問題となっていることを背景として、2012年3月、**韓国情報保護振興院(KISA)**が「**アプリ開発者向けプライバシーガイド**」を公表
- 国内通信事業者(※)を通じ、同ガイドの周知・啓発を実施 (※ 独自のマーケット、アプリ開発支援HP、アプリ開発教育センター等を運営)

○ 法的位置づけ

個人情報保護の観点から、

①情報通信網利用促進及び情報保護などに関する法律(情報通信網法)、

②位置情報の保護及び利用などに関する法律(位置情報法)

に基づき、アプリ開発者が留意すべき事項を示すもの(ガイド自体に法的拘束力はなし)



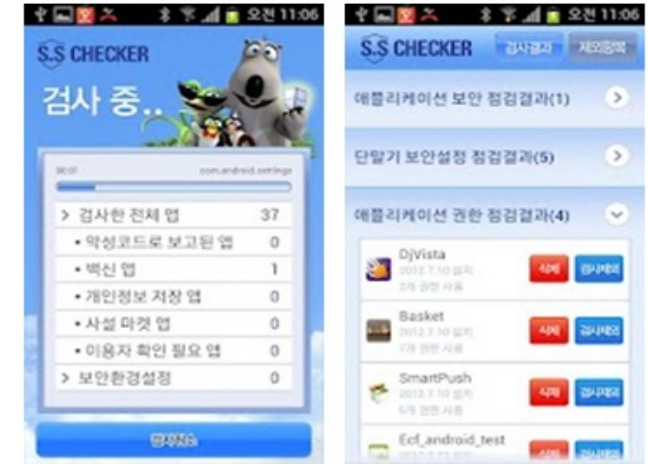
○ 主な内容

- 個人情報の収集を最小限に抑えるべきであり、必須項目以外、利用者が個人情報を提供しないことを理由にサービスの利用を禁止してはならない旨規定
- 信頼できるアプリ開発ツールを利用すべき旨規定 (放送通信委員会(KCC)及びKISAが運営する「スマートアプリ開発支援センター」や各事業者が運営するアプリ開発支援HPを参照することを推奨)
- 法規に準拠し、アプリ開発すべき旨規定。ガイドにおける主な規定は次のとおり。

ガイドにおける規定
「個人情報保護方針」の作成・公開義務
個人情報の収集・利用に関する同意取得
位置情報の収集・利用・提供に関する同意取得
センシティブな個人情報の収集の原則禁止
個人情報の取扱いの委託時の利用者の同意取得
個人情報の第三者提供の制限
未成年者の場合の法定代理人の同意取得
個人情報の収集目的範囲内の利用の確保
会員情報の閲覧・訂正等、利用者の権利保障
技術的保護措置の実装義務

○ 周知・啓発等取組

- ・国内通信事業者が運営する独自のマーケット、アプリ開発支援HP、アプリ開発教育センター等を通じ、KISA発表のアプリ開発者向けプライバシーガイドを周知・啓発
- ・国内通信事業者はアプリの個別チェックは行わず、KISAがツールを使ったり、直接ダウンロードしたりすることにより、ツールによる自動チェック及び利用者の同意を取得しているか等の状況をモニタリング
 - 来年の目標はアンドロイド上のアプリ、再来年の目標はiPhone上のアプリ(各一万個程度)
- ・このほか、KISAは、スマートフォンの中でモニター機能を果たすようなアプリ(SSチェッカー)を開発



SSチェッカー

(参考) 韓国のスマートフォン向けアプリマーケット

マーケット名 (事業者名)	ユーザー数	1日平均 利用者数	掲載アプリ数	累計 ダウンロード数	備考
T Store (SKテレコム)	1,856万人 (2012年12月)	260万人/日 (2012年12月)	20万以上 (2011年11月)	10億8,000万 (2012年12月)	・アプリの売上面で国内ナンバーワンの実績。 ・他の携帯電話事業者の契約者も利用可能。
Olleh Market (KT)	600万人 (2012年4月)	n.a	4万 (2011年11月)	2億2,000万 (2012年12月)	
U+ストア (LGU+)	n.a	34万人/日 (2011年12月)	4万4,000 (2012年9月)	1億3,800万 (2012年10月)	
Samsung Apps (Samsung)	n.a	n.a	4万 (2011年9月)	1億 (2011年9月)	

* 株式会社日本総合研究所による調査(平成25年2月)



プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドラインに関するOECD理事会勧告(1980年9月) (OECDプライバシーガイドライン)

8原則(①収集制限の原則、②データ内容の原則、③目的明確化の原則、④利用制限の原則、
⑤安全保護の原則、⑥公開の原則、⑦個人参加の原則、⑧責任の原則)
⇒世界の多くの国の個人情報保護法の立法にその考え方が採用される

- ・グローバル・ネットワークにおけるプライバシー保護に関する閣僚宣言(1998年)
- ・プライバシー・オンライン: 政策及び実務的ガイダンス(2003年)

インターネット経済の将来に関するソウル閣僚宣言(2008年6月)

プライバシーガイドライン等の適用を「変化し続ける技術、市場動向と利用者の行動及びデジタルアイデンティティの重要性増大に照らして」OECDにおいて評価することを要請

インターネット経済に関するハイレベル会合(2011年6月)

インターネット政策制定の原則に関するコミュニケ

プライバシーガイドライン
制定後30年経過
した状況変化

- ・インターネットの発展 クラウドコンピューティングの発展
- ・収集、利用、保存される個人データの量の増大
- ・社会的経済的利益の価値とプライバシーに対する脅威
- ・個人データのグローバルな利用可能性

グローバルに相互運用可能なプライバシー枠組み検討の必要性

⇒枠組みとなる文書を検討中



プライバシー・バイ・デザイン(PbD: Privacy by Design)

○カナダオンタリオ州 情報プライバシー・コミッショナーのアン・カブキアン博士が1990年代に開発した概念

7つの基本原則

1. 事後対応ではなく事前的、救済策的ではなく予防的
2. プライバシー保護が初期設定で有効化されていること
3. プライバシー保護の仕組みがシステムの構造に組み込まれていること
4. 全機能的であることーゼロサムではなく、ポジティブサム
5. データがライフサイクル全般にわたって保護されること
6. プライバシー保護の仕組み運用の可視化、透明性の確保
7. 利用者のプライバシーを最大限に尊重すること

プライバシー・バイ・デザイン

プライバシー情報を守るための世界的新潮流

堀部政男/JIPDEC編
PbD: アンカブキアン著

第3章にてスマートフォン プライバシー イニシアティブを日本の代表的プライバシー・バイ・デザイン事例として紹介

プライバシー影響評価

(PIA: Privacy Impact Assessment)

個人情報の収集を伴う情報システムの導入にあたり、プライバシーへの影響度を「事前」に評価し、その構築・運用を適正に行うことを促す一連のプロセス

プライバシー保護強化技術

(PETs: Privacy Enhancing Technologies)

プライバシー保護を向上させるために利用される技術の総称(代替的PET、補完的PET(DNT等))

プライバシー・バイ・デザイン概念の国際的浸透

- データ保護・プライバシー・コミッショナー国際会議決議(第32回:2010年10月)
- EU個人データ保護規則案(2012年1月)
- 携帯通信事業者の業界団体GSMA「携帯端末向けのプライバシー原則」(2012年1月)
- FTC報告書「急速に変化する時代における消費者プライバシー保護」(2012年3月)

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る
諸問題に関する研究会提言
「スマートフォン安心安全強化戦略」第一部
スマートフォン プライバシー
イニシアティブⅡ

パブリックコメント 受付中
(2013年7月4日(木)～8月2日(金))



Thank you !



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

消費者行政課／電気通信利用者情報政策室

